

第7日目(6月20日)

議長(駒形正博君) おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は42名であります。これから本日の会議を開きます。なお、22番井口實君、通院のため午後3時から早退、9番牛木智恵美君、けが通院のため欠席、42番井上忠夫君、体調不良により欠席、山田環境課長、急病のため欠席、佐藤課長補佐が代理で出席をしております。

(午前9時30分)

議長 ここで14日に開かれた議会運営委員会の報告を行います。

笠原議会運営委員長 おはようございます。今定例会初日の14日に、本会議終了後急きょ議会運営委員会を開きましたので、その報告をさせていただきます。

この委員会は、第55号議案、平成17年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)の予算審議中に大久保議員の発言に対しまして、議長からその発言を制止するような言動がありました。私は議運の委員長として、私の判断で急きょ議運を開かせていただきました。

委員会の招集は、委員長にあるというふうにあるわけでありましてけれども、急でありましたので、議長へ届け出るというような、そういう召集手続きに不備がありました事を、最初にお詫びをさせていただきたいと思っています。

本題の事件でありますけれども、一般会計補正予算の質疑の中で、大久保議員から、鉄骨鋼材の価格高騰に係る補正予算計上の有無と発注時期等について質問されました。議長から「5番議員、貴方の立場で質問する内容としては好ましくないと思われまして。」という発言がありました。私はその時の議長発言の真意が分からず、聞いておられた皆さんも、なぜ議長が大久保議員の発言内容を制止しようとしたのか、疑問を持たれたと思います。

議長には、会議主催権に属する議場の秩序保持権として、秩序を乱す議員に対して発言を制止する、または、取り消させる権限が与えられている事はわかっておりますが、今回の大久保議員の質問内容では、このことに抵触しているとは思われなかったわけでありまして。

そうした中、委員会で改めて、議長の真意を確かめさせていただきました。「貴方の立場で」の意味合いは、大久保議員が建設会社にお勤めになっていることから、場合によっては自治法第92条の2、議員の兼業禁止規定に抵触するおそれがあることを懸念された上で、事前に注意をしておきたいとする思いから、一言申し上げたというものでありました。また、旧大和町議会では、以前から議員の兼業禁止規定について、各議員が注意されておられたそうでありまして。

こうした議長の発言を受けまして、いろいろ委員で審議をしてきたところであります。委員会の結果は、議員の発言権の問題から、今後は議長が議員の発言を制止しようとする場合は、休憩をして議会に諮っていただくというようなことになりました。いずれにしましても、議員の発言を制するような言動は、今後は慎重に対処して欲しいということ、委員一同確認をしたところであります。

なお、議員の兼業禁止規定につきましては、今会期中に開催予定の全員協議会で事例を添えて事務局長より説明があるということであります。以上であります。

議長 只今、議会運営委員長から報告のとおり、今後議員の発言を制止する場合には、事前に休憩をして皆さんにお諮りをして、そのまま発言を続けるか、制止をするかを判断していきたいと思っております。

議長 それでは、議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

中俣 誠君 最終的に休憩をして、ということですが、そうすると今後、私たちも農業に関係していたり、私の場合は医療に多少関係しているわけですが、そういうものの発言は、どういうふうにかえろという結論なんですか。その辺を教えてくださいたいと思います。

笠原議会運営委員長 委員会の中でもそういう話がありました。しかし、実際にそこで利益を受けるとか、そういう部分が感じられないという部分については、これは議員の本来の発言を重視するというので、なんらその事を制限するものではない、ということを確認をしたところであります。

阿部昭司君 今、委員長が申し上げたこと、利益に左右されることということは、おかしいと思うのですよね。農業というのは「業」が付く以上は利益に左右されているんですよ。そうした場合は、農業であっても農民の発言に出た場合は、今のをとおしていくと、皆それに引っかかるんです。その辺はどうですか。

笠原議会運営委員長 お答えをいたします。そういうことではなくて、そういう仕事を持って議論に参加をするということは、専門的な知識を持ってすることですから、しかも好ましいことであって、今問題なのは、利害に絡む場合ですね。契約案件だとかあるいは除斥の対象になるとか、そういう部分については当然、その時々によって判断をしますけれども、本来本会議場でそういうことを議論することについて、制限をするものではないという確認であります。

議長 私の方から、多少説明をさせていただきます。請負行為の禁止という項目があります。議員はその市町村に対する請負行為をしてはならない。またその市町村に対して、一定の請負関係を持つ法人の役員となることも禁止されている。こういう項目があるので、大和町では、あくまでも厳密に追求するつもりはありませんが、そういう立場で請負行為をする議員は何人もいないと思います。その議員は自ら発言を遠慮しなさいという指導をやってきたという事であります。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わります。

議長 本日の日程は配布のとおりといたします。日程第1、第56号議案 平成17年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総合市民課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第56号議案 平成17年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第2、第57号議案 平成17年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

特別なければ質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第57号議案 平成17年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、第58号議案、平成17年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

上村 守君 今、借換債を6本、6パーセント以上のものを借り換えるんだという説明がありました。6パーセント以上のもので、新しく借りるのは何パーセントで、これによってどれだけの元金と利息の支払いが、市にとって楽になるのか。試算というものを聞かせていただきたいと思います。

企業課長 6パーセント以上のものを6本借り換えをするということでございます。今の計画でございますと、借り換える率につきまして約2.1パーセントという計算をしております。その中でどれだけの費用が浮くかといいますと、この6本で総額2,664万7,000円の軽減が図れるというものでございます。以上でございます。

議長 ほか。質疑を終わることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第58号議案 平成17年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、第59号議案、平成17年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 城内病院の1,902万円について当初予算に計上して、これが購入しないということのようですが、要するに減額がおきたのかというその辺をもう少し説明をいただきたい。何を購入しようとしたのか。

それから、大和病院の医師住宅の改築、一連の計画があったわけでありませけれども、その背景はやはり説明した方がいいのかなという気が私しますので、急ぎよ背景を報告願いたいと思います。

城内病院事務長 ただいまのご質問につきまして、お答えを申し上げます。一般会計のときにもご説明を申し上げましたとおり、当初17年度で生化学自動分析装置、自動血球分析装置等、検査機器の老朽化をしたものについて入れ替えをしたいということで予算を予定しておったわけですが、3月議会で16年度の補正をお願いしたとおり、合併債の失礼をしました。合併補助金の方が急ぎよ適用になるということになりましたので、16年度の最終補正をさせていただきまして、16年度予算で前倒し執行させていただいたという中身でございます。したがいまして、その時点で17年度予算として計上しておりました検査機器の分を、この際減額補正をさせていただくという内容になってございます。以上です。

大和病院事務長 改築予算補正の背景ということでございますが、1点目は老朽化ということでございます。50年から57年に建てた木造の住宅につきましては、順次改築したいということでしたが、昨年まで継続して3棟改築しております。17年度につきましては、もう少し様子を見ようということで予算編成時はおたわけでございますけれども、整形外科の医師の招へいの過程で、どうしても医師住宅に住みたいと。民間の借上げ等ではなかなか不自由だということもございまして、起債の手当てが付けば改築も考えられるというようなことをじつは水面下で交渉してまいりました。起債の見込みがつかしましたので本次補正ということでお願い申し上げます。

議長 ほか。

種村充夫君 医師住宅の改築はわかるんですが、水道の加入金が4万円ありますよね。これは今まで、水道は加入されていないということなのですか。径でも大きくしようということですか。

大和病院事務長 口径変更につわる差額負担分でございます。

議長 ほか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第59号議案、平成17年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第60号議案 南魚沼市環境基本条例の制定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

環境課長補佐 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

木村代志夫君 条例は今説明があった。読んでいて非常に、条例にあえて書かなくてもモラルというか、一人前の人が真面目にやれば当たり前で書く必要のないというような内容かなと思って聞いていたら、最後に環境基本計画を立てるということです。私、一般質問でも何度か言ったことがあるんです。長く何年にも亘っているいろいろな環境の問題を取り上げているんですけども、わりと実効性が上がらないというか、見てなかなか見えないものが内容としてあるためになのかもしれませんけれども、実効性が上がらないことの繰り返しだというふうに思うんですが。この度、環境基本計画を作るにあたっては、そういう点で例えば簡単に言って、ごみの問題なんかは本当に不法投棄というのは、はっきりわかるわけですけども、こういうものに対しては罰則を与えると、罰金を与える、というような具体的なものを盛り込む意思があるのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

市長 今、木村議員から仰っていただいたように、本来人間が、人として守るべきモラルを皆守ってもらえば、このようなものは全然いらないわけですね。ところがそういう社会では、今、ないわけでありまして、一応、基本的なことはこの環境基本条例で定める。そして、その不法投棄等については、これは、いわゆる国の法律で罰則規定がありますので、わざわざまたここにて科す事はないだろうというふうに私は思っております。

木村代志夫君　ごみを例えて申し上げましたけれども、これは中身はどちらかというとごみの問題よりも、二酸化炭素だとか川の汚れたとか、そういったものを意識しているのではないかなという気がするんですけども。例えて言っただけであって、ごみの話は。いずれにしても実効性が上がるために、ただ言って聞こえがいい、誰もがそうだなと言って首を振るだけじゃなくて、やはりそういうものに実効性の上がるようなものに突っ込んでなんでも具体的に決めていかないと。当たり障りはないけれど実効性が上がらないというのが、今までの実態じゃないかと思うので、例え話を出しただけであって、その辺の意思ですね、これを確認したいと思います。

市　　長　それは、そういう形を取っていきたいと思いますけれども、今、担当の補佐が申し上げましたように、職員の中で基本的な部分を作成しているわけです。3月過ぎに、また皆さんに提示をして、いわゆる議会の上から見た部分とか、一般の皆さん方からも相当吟味をしてもらわないとならないと思いますけれど。そういう過程を経る中で、実効性のきちんと上がるような環境基本計画にしていきたいというふうに思っておりますのでまた、ご指導をよろしくお願いいたします。

議　　長　ほかに。

中沢俊一君　この基本計画の作成ですけども、この計画には審議会の意向というのは反映できるのかどうか。職員だけのチームで、はたして十分な実効性のある計画ができるのかどうか、まず1点お伺いいたします。

それができた場合ですよね、例えば今、質問もありました不法投棄。なかなか職員の手であるとか県の作業であるとか、それについては拾いきれないといいますが、処理できないと思うんです。私も1件だけ関係したことがありますけれども、例えば県の河川関係のそういう環境浄化予算。年間通してやっとこの六日町土木で20万円か25万円ということで、とてもとても間に合うところじゃないということですけども。例えばこれはNPO法人あたりの育成も含めて、市としては将来予算化する用意が　これは、基本法を見てからですけども、そういうことまで踏み込んで考えているのかどうか。それをひとつ聞かせてください。

市　　長　今、おっしゃったことについて。先ほど課長補佐が説明しましたが、環境基本計画の作成義務をまず市に課す、9条ですね。その中で、環境基本条例の策定根拠を示して環境審議会の意見を聞く、ということですので、幅広く審議会ばかりでなくて、議会の皆さんからも　先ほど木村議員の質問にもお答えいたしました　とにかく幅広く意見は求めたいこうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。その後のことについては補佐がお答えいたします。

環境課長補佐　審議会の意見云々の部分は今、ご答弁があったとおりでございますが、不法投棄の関係です。先ほど木村さんからも言われておったようですけれども、不法投棄の体制につきましては、旧来の六日町、大和町の体制以上に、市になってから相当力を入れてきております。

ここで申し上げるのもどうかと思うのですけれど、非常に危険な物質もありますし、人的

についても危険な部分もありまして、保健所とか警察とかそういった部分と力を合わせて、定期的に連絡等を取りながら対応しております。当然、必要であればタイヤの不法投棄などにつきましては、そういう協会等がありましてやっております。この17日にも産業廃棄物協会の呼びかけで、塩沢町の大沢トンネルの出口に一齐に皆さん方に集まっていただきまして、総勢約60人ぐらいの体制で、トラック何台分だったでしょうか、相当大規模な清掃を取り組んでおります。またこれから、高速道路カルバートボックスだとか河川の問題だとか、というようなことでやってきておりまして、ちなみに1月からこの6月のあたま、5月の末までと言ってもいいでしょうか、20数件の不法投棄の出動を取り組んできております。

非常に皆さん方、不法投棄ということで指摘されることはよく分かっておりますけれども、なかなか社会的なモラルが非常に低下をしているのが事実でございますから、職員だけじゃなくて、広報で訴えてもなかなか直りませんので、社会、皆さん方の日常の中でも不法投棄はよろしくないんだということで、ぜひ広めていただければということをお願いしたいと思います。

小島正明君 関係する問題で、市長にお伺いをいたします。先ほど木村さんからの質問にもありましたように、環境問題というのは、やはり成果がどう得られるかという非常に難しいところがあります。じつは旧大和町議会のときも、この環境基本条例をそろそろ整備すべきではないかと一般質問で取り上げたことがあったんですが、なかなかいわゆる仏を作って魂入れずじゃ困るといふふうなことで、もうちょっと慎重に議論させてくれというようなことが答弁としてあったわけです。

いわゆる条例を作るのは先ほど言いましたように、だいたい全国同じような条例ができる。はたしてこれが成果が上がるか上がらないかというのは、私はそれぞれの自治体の長の、強いリーダーシップにやはりかかっている問題だと思うんです。ですから、条例としては全国一律だと。だけど、非常に積極的に成果を挙げて取り組んでいる市町村と、条例は作ったけど全く魂が入っていない市町村が出てくるわけですから、これはまさに、首長の強い信念としていかなければ、この条例にやはり魂は入らないだろうと思っているわけでありまして。

なぜ、首長の強いリーダーシップが必要かというのを、私、2点ほど常々思っているのですが。まず1点、先ほど木村さんが言った、成果が見えないということですね。環境問題というのは、10年30年50年のスパンで考えれば、必ず悪くなっているのです、今。ところがじゃあ、今日と明日はどうなったと、先月と来月はどうなると、去年と今年はどうなったかということ具体的になかなか、数字で示せない。職員の皆さんが一生懸命職務の中で環境問題を政策に取り込んでも、果たしてそれが成果が出たのか出ないのかというのは非常に成果として見えにくい。これがまず1点、やはりなかなか力が入らないところであります。

それからもう1点は環境問題とコストの問題であります。環境問題を考えれば考えるほどやはりコストが高くなるということですね。皆さん方が政策を実行しようとするときに、環境問題に重点を置いた政策を組み立てれば、どんどんコストが高くなっていくわけなんです。環境問題を無視してコストだけ追求していけば、どんどん環境が悪い方向へいくということで、

この環境問題とコストの問題のいわゆる重なった点、重なった点をまずやはり見出す努力と
いうのが必要なわけです。

その辺が非常に難しいので、常にやはり市長が強いリーダーシップを取らなければ、みな
この問題は頭の中から離れていってしまうというふうなことが考えられるわけです。その辺
の市長の強いリーダーシップの信念のあるべきところを聞かせてもらいたい。まずそこでひ
とつ、この条例が施行された段階で、市長は、今乗ってる公用車を廃止して、少なくとも低
公害車、ハイブリット・カーですね、そういうのに乗り換えて、まず市長が環境問題に取り
組むという姿勢を示すべきだろう。この点について1点、市長の考え方をお聞きしたい。

それから全職員がやはり、この環境問題に対して一丸となって取り組むと。自分に与えら
れた職務の中で、また政策を組み立てるとか、また物を購入するとか、いろんな職務の中で
この環境問題を常に頭に置いてやる。というためにはかなり職員全体の研修をしなければ、
ただ条例を作ったから、というわけにはなかなかいかないだろう。ということで先ほど何か
10何人かで、基本計画を作るというようなプロジェクトを作るそうですが、そうではなく
て、全職員がこの環境問題についてやはり勉強する必要がある。環境の14001をとる必
要もないわけですけれども、勉強としてはやる必要があるだろうと思います。その辺市長の
考え方を聞きたいと思います。

市 長 全体的にはおっしゃるとおりでありますので、強い信念を持ってやって行
かなければならないと思っております。この条例に基づく基本計画策定の中で、具体的な部
分を出して、実効が上がるようにしていかないと、本当に条文だけ作って唱えているだけで
はこれはだめだと思いますので、きちんとやっていきたいと思っております。

今、低公害車という話が出ました。確かに議員がおっしゃたように、結局それを入れると
コストがかかるということになります。じつは今の公用車が昨日、一昨日、故障しまして、
これはほぼだめかという・・・まだ分かりません。塩沢との合併がありまして、塩沢の今の
公用車は、レンタルで3年とか5年の契約を結んでいる。これは、低公害車ではありません
が、一番新しい車であります。本来はそっちに乗ろうかとかこう思っていたんですけれど、
それに乗ればそのまま行けるわけですが、ここでレンタルの契約を破棄して低公害車にする
ということになると、今言ったようにコストが出てくるということになります。ただ、やは
り取り組む姿勢というのは大事でありますので、何らかの形でそういう私の姿勢もまた示した
いと思っております。この公用車に限ることはありませんけれど、何らかの形で。

職員は当然であります、このたたき台を作っていくのは、20人前後でやっていますけ
れども。職員にも今、この格好も6月1日から全職員に、一応徹底をしているわけでありま
すが、ほとんど今こういう形。議会からもそれだけのまたご協力いただいたということです。
議員の皆さんがネクタイを外していいと言ったら、職員は非常に楽であったそうです。です
からまた議会の方からもそう意味で、いろいろご指導願えればありがたいと思います。職員
全体にも当然であります、徹底した意識を植え付けていきたいというふうに思っておりま
すのでよろしく願いいたします。

(「職員教育の問題は」の声あり)

市長 ですので、具体的にどうこう・・・ある程度の時点で職員の皆さんにきちんと説明するとかそれはしますが、条例案を説明するなんて事ではなかなかだめですので、環境がいかに大事であるか、環境保全がいかに大事であるかという事については、日々の業務の中でもいろいろ話しております。特別このことについて、職員に研修を受けさせるとか教育をするとかいう方向でなくてもいいと思っております。とにかくこういうことは大事なことで、今一番大事なことだということは、おおむね、浸透しておりますので。職員の中からそういうことに反することのないような方法は、きちんと考えていかなければならないと思っておりますが、具体的に、講習を受けるとかそういうことはまだ考えておりませんが、必要であれば、やらなければなりませんけれど。基本計画を練る中で、またその面についても、いろいろ提言をしていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

小島正明君 環境、一口に環境と言っても、もの凄く幅が広いわけですので、先ほど木村議員からありましたように、例えばごみだとか河川の汚濁だとかいうのは、目で見て分かる問題でありますし、何らかの取り方によっては改善の余地があるわけです。一番やはり問題なのは、電気や車のいわゆるCO2発生源ということであるわけですので、先ほど言いました、市長のハイブリット・カーはどうでもやってもらわなければならないし、これから庁用車も、切り替えの時期はどんどんそういうのをやってもらわなければならない。これはやはりコストのかかる問題ですけれども、それをやらなければやはりこの環境条例は死んでしまうわけで、そういうつもりで具体的に取組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

遠山 力君 お伺いします。法により地球温暖化防止についての行動計画、というのが市に義務付けられているわけですが、これはこの基本計画の中に当然入っているものと考えていいわけですか。

それからもうひとつは、同じように法によって、民間の事業者の方にも地球温暖化防止についての行動計画を策定するような努力義務、というのが載っているわけですが、それについて市としてはやはり指導して行かなければならないと私は思うのですけれど、その辺がこの基本計画に入っているのですか。この2つお伺いします。

環境課長補佐 ご指摘のように、基本計画の中で、そういう具体的な項目について挙げていく予定にしております。それで挙げ方なのですが、全国的にいろいろ見てみますと、非常に分厚い報告書みたいなものを作って、はい終わりというところもありますし、具体的に何年の何月頃までにこういう政策全体について、何パーセント実行しようよと。あるいは今、低公害車のお話出ましたけれど、何台入れようというような具体的な計画を掲げてあるところもあります。コストの問題はありますけれども、できるだけ分かり易い、何年に、いつ頃までにどのような内容を、というので盛り込めればなというふうに今、考えています。これからの議論ですけれども、できるだけそういうふうに議論をして、3月頃に提示できればというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

遠山 力君 今の答えでいいと思うのですが、後段の事業所については、先ほどの行動計画は市とか町とかに義務付けられたものでありまして、民間の方には義務付けていませんので、その辺を市としてどういうふうに。市だけ一生懸命やってもどうしようもないわけで、街全体に広げて行かないといけない事ですので、その辺がどういうふうにこれから扱って行かれるのかということをお伺いします。

市長 問題はそこなのです。子育て支援の事もそうなんです。みんな小さい部分については努力義務という。国の方もちょうどよく逃げると言いますが、自治体の方にある程度責任という事ではありませんが。子育て支援も同じですし、この事も同じですので、それこそ、国が努力義務を課しているのに、条例でそれ以上のことをきちんと縛るということにはいきませんが、協力は当然ですけれど呼びかけて、市と一緒にやってそういう面の行動をしてもらおうような方法を考えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第60号議案 南魚沼市環境基本条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第61号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第61号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

議長 なおここで、税務課長から発言を求められております。14日の税条例の

改正のところで答弁保留がありましたので、これを許します。

税務課長 それでは岡村議員のご質問につきまして、税条例の改正のところで一部、数字をあげるご回答を保留いたしましたので、ここで答弁申し上げます。

13条に行きまして65歳以上の年金等の支給者の方が多いわけですが、非課税措置を廃止した場合に、税がどのくらい市民税で増えるかということです。現在の所得構成が継続して、一応3年後に完全にそれが施行になるわけですが、試算をいたしますと、おおむね1,000万円前後というのが結論です。関係する人数は、現時点で1,470人程度であろうと推定しています。以上でございます。

議長 ここで休憩をします。

(午前10時27分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前10時40分)

議長 日程第7、一般質問をいたします。なお質問時間制限は、前回と同様に1人40分以内といたします。1回目の質問に限り、登壇して行っていただきます。また今回も一般質問の通告者が29人に及んでおります。質問内容を制限するものではありませんが、極力、簡潔明瞭に質問答弁をお願いいたします。

質問順位1番、議席番号21番・若井達男君。

若井達男君 子育て支援の充実を

おはようございます。通告にしたがい一般質問させていただきます。極めて簡潔に通告書を書いてございます。これぐらいで終わればいいのではないかと考えておりますが、若干のお時間を頂戴させていただきます。久しぶりの1番ということで緊張しているところでございますが、この緊張感がなんともいえないところかと思っております。感じる、どういうふうに感じるかということなのです。

内閣府が昨年10月、発表した世論調査で、「感じる」というふうに答えた人が76.7パーセント。何に「感じる」ということなのですね。これは、低い出生率が続くことでわが国の将来に危機感を感じるかという、それに答えたのが76.7パーセント。これは対象人員が全国の3,000人だそうです。そして、この「感じる」と言う人は、8割にほぼ匹敵している。それで「感じない」人はどれくらいいるかと言ったら、これは、8.1パーセントだったそうなんです。8割近い人が国の将来に危機意識を抱いているというのが出ているんです。

少子化は長い間、女性の高学歴化が原因だとされて、女性の問題だというふうに扱われてきていたのですが、これも良く調べてみますと、女性の社会参画が進んだ国ほど出生率が高いというのが出ているそうです。そしてさらに、今に至っては年金危機の根幹は、急速な少子化であることが周知の事実となっておりまして、国民全体の将来を左右する問題だというふうに取り上げられております。

今朝の日報の紙面でも、人口減少問題が大きく掲載されております。これもやはり世論調

査の結果に基づいたものでありまして、この世論調査では、社会保障の破綻に79パーセント　やはりこれも8割。79パーセントが危機感を感じているというのが載っております。そしてそれに続きまして、経済力の衰えがやはり当然出てくるのだということで、これらは57パーセントとなっております。

育児支援の拡大は、61パーセントの人が求めている。今のままではとてもだめなのだ。育児支援を拡大して拡げていかなければ、国力の土台となっている人がいなくなってしまうということ、一番に痛切に感じているわけであります。

子供が減っている理由、原因としましては、この調査におきましては育児や教育にお金がかかる、これがやはり一番なんですね。育児や教育にお金がかかるが一番多いんです。やはり晩婚未婚の方が増えていると、出産育児に当てる時間がないと。こういったことが子供の減っている原因の大半を占めている。有効な少子化対策は、じゃあどういったのが挙げられているかといいますと、育児手当など経済的支援がやはり必要だというのが一番なんですね。子育ての休暇を取りやすい環境作りをして欲しいと。出産育児休暇を拡充し、所得保障を増やす。なかなかこれは簡単にはできることではありませんが、やはり所得の裏づけが出生率の高さにもつながってくるということも、大きな要素となっているようです。

そして特に、20代・30代の女性では、環境がやはり一番整わないことにはだめなんだと。その環境が整うということはどういうことなんだと言うと、先ほどのアンケートにも出ておりましたように、経済の問題、子育ての環境がきちんと整っている、そういった問題で特にこれは若い人40代の方が、環境作りを求めています。このあと子育て広場ということで私が話が出るか出ないかですが、そういうことが一番「感じる」中の大きな要素となっています。

市長は15年4月、町長初当選のときに、私は六日町を日本一にするんだ、日本一の六日町を作るんだということをコメントされております。また、昨年11月の南魚沼市初代の市長を選ぶ選挙戦でも、地域完結型市政の実現を、公約の1つとして挙げてきております。これらの公約の実現の成すところは、まさに少子化対策子育て支援の充実強化にあると言えます。本年度当初、4月から南魚沼市28会場で市政懇談会が開催されております。また、各種団体の集会、総会、企業もやっておりますが、そういった所に市長は出席され、そのつど子育て支援の充実強化を訴えられています。そして、そこに出席されている皆さんに、この子育て支援に対しての協力と参加を呼びかけられているこの姿勢は、高く評価される場所であるというふうに私は考えております。

そして、本定例会開会日の14日、市長は自らの所信表明の中でも、一昨年に制定され今年の4月から完全実施をされております、次世代育成支援対策推進法に基づいて、南魚沼市次世代育成支援対策行動計画を作成したということを述べられております。

そしてまた、この10月1日には塩沢町の編入合併に併せて、「子育て支援課」を開設しますということも所信表明で述べられているわけですが、これらの少子化対策、子育て支援事業の具体的な考え方を、改めてこの場で市長にお伺いいたします。

子育てのしやすさは、住む場所を選ぶ重要な指標だと言われています。子育てのしやすさは住む場所を選ぶことが一番なんだと、それが一番もとになっているんだと。子育てするなら、長泉町、これは静岡県の東が三島市、西が沼津市、その間に挟まれた人口3万7,000程だそうなのですが、子育てするなら長泉ということが、この小さな町の周辺部で囁かれています。この長泉町の女性が生涯産む子供の数、合計特殊出生率、俗に言われている出生率ですが、これは1990年今から15年前ですが、1.62から10年後の2000年には1.72というふうに跳ね上がっているんです、反対に。このときじゃあ、同時期に日本全国はどうだったかという、1.54だったんです、15年前は。それが、10年経過した5年前には1.36に下がっている。そして今は皆さんご存知のように、1.29という数字になっているんですね。

それで、この長泉町がどうして、これだけ人が入ってくるんだ、子育てしやすいんだというところを見てもみると、先ほどのアンケートにも世論調査にも出ておりますが、やはりこれは経済的負担を軽くしてやるんだということです。その長泉町が選んだのが、乳幼児の医療費の就学児未満の無料化なんです。これは、我が六日町の時から、議会では数人の議員が、就学児未満の医療費の無料化を訴えてきております。まだまだそこには至っていないわけですが、6歳児までの入院通院とも、自己負担ゼロで所得制限をしないと、所得制限なしでやっている。そういったところが大きな一番の要因になっているそうです。

そして、経済負担の軽いところ、これはほかにも全く同じような内容のものあるんです。これは東京都の江戸川区なんです。東京都は1.0を、今から3年前にもう1.0を割り込んでいるんですね。しかしながら、この東京都は昨年で、全国平均の1.29をはるかに超えている。失礼、1.30という数字を出しているんです。他の22区が1.0を切っている中で、1.30を数えているんですね。そして江戸川区の人口は、今年の10月に塩沢町が入ってきます私どもの町、南魚沼市のちょうど10倍、65万人の人口を持っているわけなんです。それでも毎年そういう子育てがやり易い、経済的支援があるということで、3万7,000人ほど毎年増えているんです。若い人たちが。そしてこれらは経済的支援の中で、具体的にどうしているかといえば、私立保育所と公立保育所の差があるんです。2万6,000円、私立の方が高いのです。そこに2万6,000円の全額補助をやっているのです。そして先ほどお話ししました、長泉町と同じように、就学時未満の医療費は、東京23区の中で一番早く取り入れているのです。他、給食費は5,000円～6,000円はだいたい全国平均かかっているわけですが、それらを5,000円負担している。ということで、経済的負担が極めて少ないということで1.30を記録している。そういった形になっておるようです。

これらは当市、南魚沼市が4万5,000人、10月に6万5,000人となったとしても、ただ単に比較のできる問題ではないと思います。財政基盤が確かに違うわけですが。しかしこの少子化に、子育てには、先ほど申し上げましたように、地方の南魚沼市の土台となる、国力の土台となる子育てがなければこれは到底、他の施策を施したところでなかなか前には進まない、結果は出てこない。そういうことでございます。また、市長の答弁を聞かせてい

ただきまして、それによって再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

市長 子育て支援の充実を

若井議員の質問にお答えいたします。子育て支援、これは本当に一番重要な施策のひとつであります。今ほどおっしゃっていただきましたように、地域完結型という部分においても、この部分が欠落をすれば、全く見通しも立たないということでもありますので、一番重要な問題だというふうに認識をいたしております。今、若井さん、それぞれ長泉町あるいは江戸川区ですか、おっしゃっていただきました具体的な部分。このあとまた皆さん方からも、それぞれの議員から数名の方がこの子育て支援に対してのご質問があるわけですが、今、具体的にこの部分を例えば軽減するとか、この部分を改善するとかということは、まだここで皆さん方に申し上げる段階には至っておりませんが、一番はやはり経済的支援、これはもう全く議論の余地のないくらい、そこに集約されているものだというふうに私も考えております。その次が環境整備ということになるろうかと思っております。

そこで、財政基盤がそう強い市ではありませんので、この部分に何をやった場合どの程度の財源が必要かということでもあります。今、保育料第2子からの軽減措置とかいろいろやっております。これがだいたい旧六日町のときの数字だったかと思っておりますが、年間6,000万円から1億円ぐらいのある意味では財源が必要になっているわけですね。実質的にこの軽減措置がなければ収入として入ってくるものが、入ってこないというわけであります。これは今、そういう形でやっていると。例えば乳幼児の医療費の軽減とか、そういう部分もありますし、あれやこれや併せるとどの程度になるのかというのがまだ、具体的な数字をつかんでおりませんが、今やっている部分とこれから必要な部分。このまず金額というか財源部分を一度きちんとはじき出さなければならない。それに対して、どういう財政処置が今の市の中でできるか、あるいはできない場合はどういう財源を考えるか。ここをきちんとしていかなければならないと思っております。

若井さんおっしゃっていただきましたが、やっぱり国、世界的にもそういうことであります。いつもフランスとドイツが例に挙げられますが、両国ともやはり先進国の、何と言いますか通る道と言いますか、一度はそういう形で出生率が非常に下がった。ところがフランスはもう2に近い出生率に上がってきている。ドイツは依然として出生率が上がらない。この違いは何だかということではありますが、これはもうフランスでは今、若井さんがおっしゃったような家族手当。所得制限無しで、20歳になるまで家族手当を支給するとか、あるいは、新学期手当とか子供の成長に合わせたそれぞれ各種の手当があったり。あるいは働く女性の支援策に保育サービス、保育ママのベビーシッターこれらの支援制度。それから出産後の、こういうことがあるとまた出産後にフルタイムで復職できる。それから職に復帰するという問題。これは日本ではまだまだ大きな壁がありまして、公務員はそういうことはほとんどありませんけれども、一般企業に勤めてらっしゃる、しかも中小企業のほうではなかなかこの出産後の育児休暇すら取りづらい。取った後の復職が非常に難しいという状況があります。この辺をきちんとして整備をすれば、相当ある意味では、支援策になるということだと

思っております。ただ、あまりにも問題が大き過ぎますので、そこまで私どもがやれるかどうか別にいたしまして、市で独自の方法をきちんと考えていかなければならないというふうには思っております。

そのなかで、先ほど若井議員から触れていただきました、「子育て支援課」。これはもう今は子育て支援に関する部分がいくつかの課にまたがっているかちょっとまだ私もわかりませんが、相当広範であります。やはりこれは一つにまとめなきゃならない。もうひとつは、そういう課をきちんと設置することによって、地域的といいますか住民の皆さん方からも行政も本腰を入れて取組んでいるんだという機運の醸成、これもあります。それからもうひとつ、これも若井さんが触れていただきましたが、国で策定した支援対策法では、民間では301人以上の企業に、行動計画の提出を義務付けているわけですが、あとは、努力義務ということですがなかなか浸透しない。私どもの市では301人以上の企業というのは本当に数えるほどしかありませんので、圧倒的にそれ以下の企業が多いわけでありまして、この皆さん方にもどう呼び掛けて、どういう具体策をやっていただけるかということでありまして、これは、今、若井さんがおっしゃっていただきましたが、それぞれの会合に出てお話しはしておりますけれども、まだ具体的な行動はしておりません。これも早晩行動に移りまして、それぞれの団体の皆さん方にまずお願いをしよう。企業訪問も辞さないという考え方でありまして。

そういうことの中なかで、地域全体でこの南魚沼市の子育て支援をどういう形にもって行けばいいのかというこれを、これから全体像を出さなければならぬ。10月1日の子育て支援課の発足に併せて、市としての考え方、財政的な部分ですね。一番はやはりいろいろ申し上げましても、さっきの環境基本条例じゃありませんが、空念仏だけ唱えてもこれはどうしようもないわけでありまして、具体的な部分をどうしていくかということだと思っております。相当多額の費用といいますか、財政処置が必要だとは思っております。繰り返して申し上げますが、今の市の財政部分の中で、例えば他の事業を縮小廃止をしてやっていける程度なのか、とてもそれでは財源的に間に合わないのか、間に合わない場合、どういう財源をこれから考えなきゃならないのかという部分も、一緒に併せながら、相当思い切ったことを皆さん方に。やっぱりこの財源の捻出に当たりましては、市民の皆さん方にそれぞれ負担

お金の負担ばかりではなくて別の意味での負担をお願いしなければならない、ということもありうるというふうにご考慮しておりますので、その節はよろしくごお願い申し上げたいと思っております。

総括的にはこの程度の答弁でお願いしたいと思っております。よろしくごお願いいたします。

若井達男君　子育て支援の充実を

ありがとうございました。3点ほど提言を踏まえて、また市長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

この子育て支援課ですが、これは確かに今、全国でこの子育て事業に向かわれているところは組織の改革ということで、関連している組織は一本化するんだとまとめるんだと。ということになれば縦割り行政で今までやってきていたのが、今回だけはどうしても都合が悪

いんだということです。今ほど答弁にもございましたように、子育てに関係するそういった所、それと青少年育成、社会教育の問題そういったところ、それとやはり福祉課の中にも当然これが子育て事業に関係しているものが入っていて、それぞれがバラバラになっていると。これは全国的にも組織の改革ということで見直してやっていますので、この子育て支援課をそれなりにやはり充実することが、一步一步の積み立てで前に進んでいくんじゃないかというふうに考えております。

その中にまたひとつとして、先ほどの答弁の方に出てくるかと思っておりましたが、子育て広場。これは子供たちじゃないんですね。親が子を育てていく中で、自分たちでかなりのストレスが溜まる。そういったことで、親が自分たちの立ち寄れる場所はないかということで、これは国の厚生労働省が2002年から補助化されている事業になったんですね、この子育て広場というのが。そしてこれは当初は28団体ぐらいだったのが、昨年で250団体ぐらいになっておりまして、今年度は多分1,000団体ぐらいまでもっていくと。最終的には中学校区でそういうものをひとつぐらいずつ設けたいということで向かっているわけですので、ひとつこれらも子育て支援課、子育て事業の中に考えていっていただきたいというふうに考えております。

そして、今一点が、財政の裏づけです。これは市長の答弁がありました、私は常日頃言っています。塩沢町が合併することによって、都市計画の用途地域の見直しをきちんとやると。そしてその中に都市計画税というものがあるものですから、これはなんら子育て・少子化と関係ないことではなくて、都市計画の基本はやはり少子化対策・子育てであるわけですので、0.2パーセントのうちの何割かを目的税として取り組んでいく。多分これは金額的に今の見直しをすることによって、1億円の上、都市計画税として徴収可能な金額です。今ある、一般の6万5,000人の市民に、特別新たな税として付加することなくできるわけです。

例えば、いつも言ってますように、ジャスコ周辺、あれが商業地域でなくして何の地域ですか。六日町の駅西地域、原信、ひらせい、コメリホームセンター、ああいった所が商業地域でなくしてなんですか、まさに商業地域なんです。これは用途地域の見直しをすることによって、土地建物より0.2パーセントの税収になるんです。そして、併せて住居地域も、昭和48年に線引きした六日町の都市計画用途地域とは大きく変わってきているんです。これらを見直すことによって、財源確保になるんです。新たな新税、新たな賦課をしなくても、こういう所から上がってくるんです。その辺も財源として考えていただきたいというふうに考えておりますが、よろしく申し上げます。

市 長 子育て支援の充実を

この子育て支援課につきましては、今ほどおっしゃっていただいたとおりでありまして、ざっと私どもが考えただけでも、福祉課、保健課、総合市民課、当然今の保育課がありますし、学校教育、社会教育これだけに市ではいろいろにまたがっているわけでありまして、これを統括する部分はないということです。これをきちんと統括しなければならないということですので、まず10月1日には「子育て支援課」という課を発足をさせます。そし

て、業務体制では新年度からになりますけれども、新年度からそれらを一括、子育て支援課で。全部統括できる部分と、課に委託といいますかそちらに任せる部分と若干出てきますけれども、いわゆる子育て支援課に行けば、全ての子育て支援策がわかる。そこで、手続き的なことも一括で済むと。そういう方向をまずは目指したいということですので、ご協力をお願いいたします。

この子育て広場につきましては、また子育て支援策をどうすればいいのかということの中の当然、ひとつのテーマになってくると思いますので、一緒に議論をさせていただきたい。

それから、税、財政問題であります。良い示唆をいただきました。本当にやることがいっぱいあり過ぎて、なかなか財政的には非常に厳しいということでもあります。その中で、例えば新たに、税と言いますと固定資産税は一度戻したばかりでまた上げるなんてことにはなかなかいきません。都市計画税も今のところ率は下げました。率は下げましたが、区域が広がればそれだけの税収にはなる。ただ、これをまた都市計画税そのものが目的税ですので、これをまた子育て支援に限っての目的税というふうにはいかないかもしれません。ですがそれはまたその中で理由の中でやれるということではあるかと思えます。いろいろ、財源、税源 税とは言いませんが 財源の関与をどうするか、財源をどう見つけるか、ここにやはりある程度集約されますので、やはり市民の皆さん方から、若干の痛みはある程度覚悟していただくというぐらいの気で、やっていきたいというふうに考えています。また具体策を出した段階では、議会の皆さん方から、そんな負担をさせるのでは嫌だとか、あの事業を削ってするのは旨くないぞ、ということが出ないような方向を目指して行きたい。

今財政も、非常に厳しいということを受けておりますので、いつか申し上げました、全部ゼロからの見直し作業を進めております。8月、9月には、その作業が一段落をしてその中から取捨選択をして、どうしていこうということになります。そうでないとまた来年度予算も非常に厳しいということでもあります。削る部分ばかりが出るわけではなくて、今みたいに広がる部分も相当出てくるわけですので、この辺がどう解決ができるかということがこれからの私の取り組みにかかっているんだと思っていますので、またご指導、よろしくお願いいたします。

若井達男君 ありがとうございます。終わります。

議長 以上で若井達男君の質問を終わります。

質問順位2番、議席番号1番、遠山 力君の質問を許します。

遠山 力君 魚野川親水公園（仮称）について

それでは通告によりまして、魚野川親水公園、仮称であります、についてお伺いいたします。六日町大橋が完成しました。あの辺りの景観が一変しました。坂戸山の上の方から見ますと、六日町市街地から大橋がぐっとこちらにせり出しているようで、六日町大橋とその周りの緑、それから魚野川の輝きがなんとも言えない調和を醸しだしております。そして、今度は魚野川の河川敷の方に来てそこを見渡しますと、一部きれいになっている所もありますけれども、荒れ放題みたいになっておりまして、市民としては誠に勿体ないなあという感じ

がいたします。そこから坂戸山を見ますと、あんなに小さな山なのですが、あそこから見ると、大きく迫力ある力強い山に見えます。その景観からかわかりませんが、魚野川の河川敷の辺りは、市民の方それから観光客の方が、たまたま私たちが行っていますと、よく行き会うことがあります。

そういう所ありますので、南魚沼市のまさに、ど真ん中、へそとも言うべき場所であります。また、ある意味では顔とも言うべき場所であります。美白とはいきませんが緑豊かに化粧をした、そぞろ歩く市民、観光客の数が絶えない場所にしたいものであります。まだ六日町大橋ができたばかりですし、それから十二沢川の工事をしておりますので、あそこにU字溝の古いのだとか石ころだとかがごろごろしてしまっていて、まだちょっと公園とするには厳しいかもしれませんが。いまきれいになっている左岸、西側だけじゃなくて東側それから坂戸橋、六日町大橋、その上下を含めた全体をひとつの地域として再開発みたいなことをして、それこそ魚野川親水公園、河川公園として生かしていったらいいのではないかと、私は常々考えております。それについての市長のお考えをとくとお伺いいたします。以上です。

市長 魚野川親水公園（仮称）について

遠山議員の質問にお答えいたします。とくと語りますが、遠山さんのおっしゃるとおりで、そのことはよく私も頭に入れておるつもりであります。背景的なことを申し上げますが、皆沢の合流点、皆沢川ですね、五十沢から出ている。ここから泉田橋までの間、約4.4キロだそうなんですけども、この河川護岸の整備はほぼ魚野川は終了している。それから大橋から泉田橋についても低水護岸は終了したということであります。

公園的整備は、ご承知のように、ふるさとの川モデル事業の中で、この高水式を利用してレクリエーションそれから自然環境、文化機能これらを持つ河川空間の整備を予定していましたが、いまして、です。ここでひとつ問題があるのですけれども、これも遠山議員もご存知だと思いますが、魚野川改修記念公園用地買収、いわゆる上町の旧病院跡地と言いますか、その裏側の部分であります。この用地買収が非常に問題がありまして、なかなか前に進んでおりません。これは今のところ決裂と言いますか、空中分解みたいになっておまして、なかなか前に進まない。こういうことで全体の整備計画そのものが頓挫していると申し上げた方が実際だと思っております。そういう中で、六小から大橋までの間880メートル面積では2.64ヘクタールだそうであります。これが、平成10年度から、親水護岸、水辺の学校ということで、低水護岸それから階段、園路、植栽、これらの整備を行いました。この中で県では、一応この整備はこの辺は終了したというふうに考えているところであります。ですのでなかなか県あるいは国にこの話を申し上げても、そうそう簡単には前に進まないというのが実情であります。実情。

ここからですけども、遠山議員がおっしゃたように魚野川周辺ですね、坂戸橋から今の大橋。この周辺を外して、六日町の憩いの場的な部分あるいは景観的な部分も含めてですけども、それが考えられるかということ、これ抜きにしてやはり考えられない。そういうことで

ありますので、市でということまでできるのか。結局管理的な部分は全て国あるいは県であります。私どもがそこに直接的なことがどうできるかというのはちょっとわかりませんが、非常に難しい問題があります。難しい問題がありますが、銭淵や銭淵公園だとか坂戸山だとか、本当に素晴らしい部分がありますので、それらと一体化した、公園とまでいかどうかは別にいたしまして、早急に。これは前々から、完成後はどうするんだというお話も、それぞれの議員の皆さんから伺っておりますので、まずは県とですね、県とよく相談をしながら河川空間の整備、これをやっに行かなければならないと私も考えておりますので、真剣に取り組みをさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げました、一応整備は終わったと言う国県ですね。この問題もあります。高水式利用、これらをどういうふうに作業を進めていくかということに尽きるのではないかとと思っておりますが。具体的に今どうだこうだという話が出ないで申しわけございませんけれども、県とまず、その利用方法についてどういう形で整備をするのが一番ベターなのか。この辺も含めて仲町の公園もできればあれをただあのままということでは、私はちょっと芸がないなと思っておりますので、あの辺も含めながら一緒に整備ができればという考え方は持っております。またいろいろ提言をいただければありがたいと思っておりますが、よろしく願いたします。

遠山 力君 魚野川親水公園（仮称）について

昨年6月、ちょうど昨年の明日になるわけですが、それから、15年の12月も同じような質問をいたしました。その頃の答弁ですと、なにかできそうな感じがしたのですが、今日の答弁は少し厳しいかなというような感じを私は受けました。というのは、実情を調べたりすればするほど、あそこに被さっている今までの経緯なんかはわかるわけですから、私も簡単だとは思ってはおりません。厳しいものだと思っております。けれどもなにしろ来年ここに立つことができるかどうかわからない身分ですので、しっかりと方向だけでも市長から聞いておかないと心が休まりませんので、具体的なところをひとつふたつお伺いいたします。

市長は、去年の6月ですか、石原議員の質問にお答えしたときは、河川公園的な整備、あそこをゾーンとして河川公園的な整備はできないものだろうか、それを県と協議してみるといってお話をなさいました。それは確かに、水辺の学校は終わっております。水辺の学校は終わっておりますけれども、あそこの所に行ってみればわかりますが、六日町小学校の生徒が水辺に行く、なんていう状態じゃないのです。ブッシュがばーっとなっていて河原になど行けないのです。ただ、こっちの方で、民間の方が草刈したところだけ水辺まで行かれます。

それはじゃあどういうことかといいますと、県に言ったら、県の方は平成14年にあそこは整備が終わったので、こちらはもう何もしません。あとは草刈代を委託料としていくらか市によこしますけれども、あとは市がきちんと管理するのを見越しているのだと、ということですが。その辺りを市として、県と協議すると答弁いただきましたので、協議をいただまして、その中でぜひ今年、課長にも動いていただまして、坂戸橋、六日町大橋、

それから東側西側を全部、交通の危険にさらされなくて、乳母車とかばあさん車でまわれるようにできるのです。できるのですけれど、たった一個所だけ、六日町大橋の下側、田中町側なんですけど、そこだけが乗り入れがない、という状況なんです。そこにぜひ乗り入れを作ってもらって、歩く人が乳母車を押しながらあそこを一周できれば丁度いいのにならと思ったのですが。県の整備部の課長補佐さんに来ていただいていろいろ聞いたところ、やはり難しいということでした。散歩道としてああいうものを作るのは難しいだろう。ただし、緊急時の消防車が入るのであれば、できないことはないかもしれないけれども、それだとしても簡単ではないというお話でありました。そういうことも今度は市長から、全体をゾーンとして公園にしたいのだと。それについては以前のことはわかりますが、市の方も少し汗をかくので、県の方も汗をかいて下さいというふうに申し込んでいただいて、ぜひ全体を公園として作っていただきたいと思います。

そしてあと東側の方なんですけど、今は藪になってます、藪になってますけれども、まず遊歩道みたいなものを作って、それから天王川辺りから水を引っ張ってきて、ピオトープですか、今言われております、あの靴を脱いでジャブジャブと入って行ってメダカを取ったりカジカを取ったりできるような 漁連がうるさいですけど。それはそうとしてそういうのができるような所が、このような田舎でありながらここにはないのですよね。そういうのを街中に作って。それは低水護岸の上を川を作るなんてことはとんでもないと言われるかもしれませんが、低水護岸であるから大水になれば水がのる場所なのです。水がのる場所だから普段の管理さえきちんとしてれば小川を作られる。これも整備部の方と調整しなければなりませんけれども、そういうのができればカワニナを放して蛭が飛ぶようになれば、またそれはそれで情緒が出るなと思うわけであります。そこら辺はいかがでしょうか。

それからもうひとつは、坂戸橋と大橋の愛称と言いますか、それについては、兼継橋とかお六橋とかそういう愛称については市長の方からは、良いだろう、なかなか面白いことで観光面でも役に立つから良いだろうというお返事をいただいておりますけれども、それについてのお考えはどうなったのであろうかということをご心配しております。

それから、もうひとつ。あそこの所を雪祭り会場にどうかなといったことを言った覚えがあるのですけれど、そのときは場所柄厳しいけれども候補地のひとつだから、ということをご答弁していただいております。ですからそれからずっと1年間以上も心待ちにお答えを待っているわけなんですけれども、そろそろいい返事が聞かれるのではないかなと思っておりますので、いい返事をひとつお願いしたいと思っております。

それから、もうひとつがいっぱいあって申しわけないのですが、六日町大橋を使ってもいいですし、あるいは兩岸使ってもいいのですが、鯉のぼりをだーっと並べる。大和の大崎の池なんかやっていますがね。あれがだいたい長さが100メートルぐらいだそうです。100メートルぐらいで、ものすごい立派なアンカーが付いておりまして、あのぐらいのアンカーを作ると相当金がかかるかと思っておりますけれども、大橋を上手く利用してどこかからこういうふうに吊ればそんなに凄い金のかかったアンカーでなくてもできるかな、というような気が

します。それは今度は、端午の節句辺りは鯉のぼりでいいのですが、一年中、南魚沼市の情報発信としてこれが使えるのではないかという気がするのですが、それに対するお考えをお伺いしたいと思います。

それから、もしこれが整備部、県と協議して具体化する段階になりましたら、当然そうしていただけたらと思いますけれども、市民住民参画でもって計画を立て、実行していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。以上です。

市長 魚野川親水公園（仮称）について

今、遠山さんからおっしゃっていただいたように、15年、16年とそれぞれの議員の方からお話がありまして、可能性についてそれぞれ検討を担当課からいろいろやっていただいたわけがあります。なかなか役人といいますか、県の姿勢というのは、今遠山さんもおっしゃったように、そうかそれは良いことだからすぐにやろう、なんて方向に全然ならない。それで具体的に例えば、じゃあ東側の方に水路を作って、小川といいますか。それは三国川のあそこで小川的なものを整備してありますが、水はですね、水は、どこの水を持って来てるのかちょっとわかりませんが。そうです、そうでした。そういう部分ができないことはないのだろうと思っています、ああいうことが。やってありますから。ただ、さっき触れました、ふるさとの川モデル事業の中と水辺の広場ということで、事業を一度みんなやっています。ふるさとの川は、今頓挫してるということでありまして。地元の皆さんとの用地の問題が片付かないですね。そういう中で、じゃあ、国や県にまた新たな事業とか、新たなという事は非常に申し上げても厳しいことだろうと。簡単じゃないし非常に可能性が低いということです。

今ほどそこでじゃあ市としてどうして行くかということでありまして、ずっといろいろ折衝してきた結果がそういうことですから、これから例えば市としてあそこを公園整備をしたいがどういうことまでやっていいか。これは管理が全く、国、県ということになっておりますので、私どもが河川敷の中に勝手に物を作ったり、公園にしたりということもこれはまたできないことは、遠山さんご承知だと思いますが。そういうことで私どもの方で、どういうことまで、どの程度のことまで県は容認をしていけるのかという部分を、まず掴まなければならないことでもあります。これについて遠山議員からご質問があった時点ではまだなかなかお答えができかねますので、もう少し検討させていただきたいと、こういうことでもあります。

橋の愛称。これは本来そこに橋名版を置くときに六日町大橋という名前はもう変えられないのかと。あまりにも型通りの名前です、今おっしゃった兼継橋とかお六橋とかですね、何かできないのか話をしましたが、これはやっぱり公募で六日町大橋というふうに決めてあるという前段がありまして、これをひるがえすわけにはいかない。ですので橋名版には書いたわけです。それで地域の皆さんが愛称を付けてどう呼んでもらおうが、これはもう勝手にございますので、ぜひともひとつ遠山さん辺りは発起人になってあの橋をこう呼ぼうと、愛称はこうだということで運動をしていただければありがたいと思っております。

雪祭りの会場は、河川敷内はこれはもう検討してみるとかという返事をしたかどうか、私

はちょっと覚えていませんが、まず河川敷内はだめであります。これはちょっと河川敷内で雪祭り会場というのは、万が一の時を考えればとてもできることではありませんので、これはひとつ、別途考えさせていただきたいと思います。会場につきましては。

鯉のぼり、という部分であります。これもできればそういう、何と言いますか、市民の皆さん方がそういう発想があるのであれば、よし、じゃあ俺らがやってみよう。についてはこういう部分で困るから、市に何とかしろとか、ここに協力をしろとか、そういうお話であれば非常にありがたいと思います。市がそこに鯉のぼり立てようということには、なかなか発想としてなっていないというふうに考えますので、また市民団体と言いますか、そういうことの中でお話を広げていただければ、ご協力できる部分は協力させていただきたいと思っております。当然、もしあそこを、河川公園的な整備をやろうということであれば、市民参加は今必須条件でありますので、考えていきたいと思っております。

この程度で遠山さんが、次の選挙を安心して迎えられるかどうかわかりませんが、お許しいただきたいと思っております。

遠山 力君 終わります。

議長 以上で1番、遠山 力君の質問を終わります。

質問順位3番、議席番号14番・笠原喜一郎君の質問を許します。

笠原喜一郎君 通告にしたがいまして、3点ほど質問をさせていただきます。

1 保育料の値下げを断行せよ

まず1点目は保育料の値下げを断行せよということでお聞きをいたします。

議員になって私は8年経過をいたしました。振り返って、今、自分に政治とはなんだという問いかけをしたときに、私は、政治とは現実に対応しながら明日をつくる仕事である、というふうに自分で理解をしているつもりであります。明日をつくるということはとりもなおさず、人が育っていかねばならないということでもあります。しかし、6月1日に厚生労働省から発表された人口動態調査によれば、合計特殊出生率は1.28と4年連続で過去最低の数字を更新をしております。このことは国の少子化対策が効果を挙げていないことを証明するとともに問題の難しさを証明していることだろうと思っております。

市では、平成15年7月に成立をした、次世代育成支援対策推進法を受けて、今年の3月に行動計画、レインボープランを作成いたしました。計画書は作成をするに至った背景、趣旨、基本的な考え方、現状、行動目標の設定、具体的推進施策と多岐にわたっております。ページ数125ページのものであり、このレインボープランの策定に携わった人に敬意を表するものであります。この中で、子育てと仕事の両立を支援するために、新しい取り組みも計画をされております。乳幼児健康支援一時預かり事業などがあります。16年度から国の保育の措置制度が廃止をされ、一般財源化をされました。このことの意味は市町村の裁量によって、保育料をより柔軟に設定をしていいということだと私は考えております。このレインボープランを策定する中でアンケートを聴取しております。取っております。その中でアンケートから求められるものは、いろいろなそういう施策と共に今一番求められているの

は、保育料の値下げである、軽減であるというアンケートの結果が出ているところであります。計画書の中で、私は、4年後の21年度からというふうに書きましたけれども、この事業は既に今年度からやっておられると。第3子以降が単独入院した場合に保育料を2割軽減するという部分を、もう21年度を前倒して今年度からやっているということをお聞きさせていただきました。本当にその決断に敬意を表するところであります。しかし、今決断すべきことは、そうした第2子、第3子とかということではなくて、全園児を対象にした保育料の値下げであると、私はこのように考えているところであります。市長の見解を問うものであります。

2 遊休地を活用してクラインガルテン事業の導入を

2点目に遊休地を活用してクラインガルテン事業の導入を、ということで質問をさせていただきます。地震の影響もあって当市を訪れる観光客の人数が減少をしております。経済の原則からして、この地域内だけでお金をまわすのではなく、他地域からのお金をこの地域に導入して、そして経済を活性化するということが、私は必要な視点であろうというふうに思っております。そうした中で、あと2年もしますと、いわゆる団塊の世代という方々が定年を迎えます。昭和22年から24年生まれの方々がおります。市長も多分この年代に含まれるかと思えます。その数700万人であります。この700万人の人たちの意向を調査をしたアンケート結果が出ております。NPO法人ふるさと回帰支援センターという作家の立松和平理事長のNPO法人でありますけれども、5万人のアンケートを取ったそうであります。実にその4割の方々がふるさと暮らしを希望していると。280万人であります。

今、観光事業が低迷をされている中で、この280万人という人たちの受け皿を、この地域として、あるいはどの自治体も真剣に考えて、そして地域の活性化に結び付けていく視点が私は必要であろうというふうに思っております。また、市の立場からすれば、市有地あるいは土地開発公社、いろいろな遊休地を所有しております。この遊休地を活用した中でクラインガルテン、日本名で言えば、農園付きの貸し別荘であります。昨年1月か2月だと思っておりますけれども、我々クラブは、長野県の志賀村にこのクラインガルテンの視察に行ってきました。抽選であります。抽選をしなければならないほどの盛況であります。また近くでは小千谷市が今、山本山高原スキー場のその裾野でこれを計画をされております。15日に行きまして話を聞いてきました。地震復興の事業を今はやっていますけれども、それはマイナスをゼロに戻す仕事でしかない。今、小千谷市はこのクラインガルテン事業を通してプラスのこの事業に掛けたいというような話をしていただきました。小千谷市はこのクラインガルテン事業のほかに分譲、そして市民農園の3点をセットにして取り組みを始めているところでありますけれども、この南魚沼市も多くの遊休地を抱えております。そして先ほど話をしたように2年3年後には、この団塊の世代の方々が定年をされ、そしてふるさと暮らしを希望しているという中で、その受け皿作りを真剣に今から考えるべきではないかということで、取り組む考えはないかということをお聞きをいたします。

3 基幹病院の早期建設のためには白紙委任も必要か

3点目は、基幹病院の早期建設のためには白紙委任も必要か、ということで質問をさせていただきます。5月15日に、泉田知事がこの南魚沼市に来られました。その中で基幹病院建設について建設場所や病院内容などについて、県に任せてもらえるのであれば、県はすぐにでも絵を描きます、という発言をしたと思っております。しかし今回の市長の所信表明の中で関係をする代表と協議を進め、進めていくと発言をしています。具体的には6月30日に会議を開催すると。この会議はどのような目的で開催をしようとしているのか、まず最初にお伺いをいたします。

基幹病院の建設がここ1～2年、全くと言っていいほど進展をしないのは2つの原因があるだろうと私は思っております。ひとつはパブリックコメントという住民の意向を聞くという丸投げのやり方であります。病院建設という専門的な分野の中に素人の方々の意見を聞いても、それは全く、議論はされますけれども決定をするまでの知識は有していない。結局そこで議論をされるのは建設場所、そのくらいしかないわけであります。そしてもうひとつは、県が県立の基幹病院を設立しようという話の中で、自らの計画を作って提示をしなかった。そこに私は、この基幹病院建設が一向に進展をしない原因があるだろうと思っております。先ほどの県知事の発言の中で、場所並びに内容等を任せてもらえれば、という話であります。私は白紙委任という言葉を使いましたけれども、これは県知事が言った言葉であります。しかし、本来ならば白紙委任ということでなくて、自分たち県がですね、自分たちの責任において、この魚沼の地域をどういう医療圏を作るかという青写真をきちんと作るということが、県の責任であるわけなのです。私はそのことを県に強く言いながら、早期建設を働いていくことが、私は一番の近道かなというふうに思っているわけですが、市長のこの基幹病院の早期建設についてどう取り組まれようかとされているのか、お聞きをいたします。以上3点をお願いいたします。

市長 笠原議員の質問にお答えを申し上げます。

1 保育料の値下げを断行せよ

この保育料の値下げの部分であります。おっしゃっていただいたように、2割という部分がありますが、これに要している費用はだいたい1,000万円前後だということに算定をされております。この保育料の無料化、これも念頭にはあります。念頭にはありますが、ひとつ嫌な情報が入っているわけですが、秋田県がゼロ歳児の保育料を無料にしたと、第1子からですね。だけれども、出生率がずっと連続全国最低だということです。ですけれどもこれは一部分を捉えたやつですので、笠原議員もこの一部分だけを捉えてのことではないというふうに考えておりますが、先ほど若井議員にお答えしたとおり、全ての面を網羅した子育て支援、これをどうして行けばいいのかということのをこれから早急に検討をしてみますので、その中のひとつの選択肢と言いますか、部分であるというふうにひとつご認識をいただければありがたいと思っております。具体的な部分についてはちょっと触れられないで申しわけございませんけれども、当然この保育料のことについても相当な考え方を取り入れないと、経済的な支援という部分にはなっていないというふうに考えておりますので、

よろしくまたお願いいたします。

ひとつ、ちょっと参考までにということですが、この所得層ごとの保育料、これが決められているわけですね。ここで今一番問題といたしますが、所得税が6万4,000円未満、これは4階級というか4層です。未満のこの人は第1子が2万4,500円という保育料であります。ところが6万4,000円以上16万円未満になりますと、そこで例えば1円の違いがあっても3万7,500円ということで、1万3,000円もぼんと開き出る。こういうことをもっと細分化したりとかですね、そういうこともまた考えなければならない。相対的な中で議員の提言をきちんと受け止めながら、いろいろ計画を作り上げて行きたいと思っておりますので、またよろしくお願い申し上げます。

2 遊休地を活用してクライנגルテン事業の導入を

クライングルテンの件であります。これは結論から申し上げますと、この事業も含めた今ほどおっしゃっていただいた、団塊世代の退職に伴う大移動的な部分が起きるわけです。これの取り組みはプロジェクトチームを作って検討させていただこうということであります。ひとつだけ、このクライングルテンという部分。小千谷さんが取り組んでおりますが、これは遊休の畑、いわゆる牧草あとは牧草。いわゆる農地としてまだある分。市もできれば本当に公社で持ってる土地とか、そういう部分を活用したいと思ってみたんですが、農地でなくなっておりますので、このクライングルテンという部分とか、今これが市民農園整備促進法という法律に基づいてやっていらっしゃるそうで、それだとやはり農地という部分がきちんと出てきますので、農地でなくなってる部分については非常に難しいということであります。遊休農地、それらを活用させていただこう。ただこれは具体的なほんのひとつの例ですから、この280万人から300万人と言われている皆さん方を、どの程度受け入れができるか。やはりどうしても受け入れをしたいんです。私たちの同級生なども相当今、東京にいますから。本当に皆さん方がこちらに帰って来たいということであれば、それは受け入れる部分をきちんとやらなければならないです。それは先ほど申し上げましたようにプロジェクトチームを作ってこの対応に当たりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

3 基幹病院の早期建設のためには白紙委任も必要か

基幹病院の件であります。笠原さんもその日においでいただいていたんですが、この白紙委任という前に、地元で、建設位置とそれから病院の規模と、それから今現存している病院のその調整をきちんとしてくれば、すぐにでも絵を描きます。それがだめなら白紙委任ですよ、白紙委任でも結構ですと、こういうお話でした。それで今、ずっと私も考えております、ここまで来て、地元が手を上げて白紙委任だなんてことには絶対これはならんというつもりでおりますが、6月30日につきましては、この間ちょっと触れましたけれども、南魚沼市長それから医師会長、南魚沼郡のですね。それから魚沼市長、旧北小千谷の医師会長、十日町市長、十日町圏の医師会長、それに湯沢の町長さんが当時、郡の町村会長という立場で検討委員会に加わっておりましたので、その方を入れて7人で、場所と規模といわゆる既存の病院との関連を調整ができるかどうか、まずこれを6月30日にやろうと。調整をしたいと

思っておりますけれど、他の皆さんのご意見がどうかまだちょっとわかりません。

ただ、皆さんがたは、トータル的な意見としては、やはり自分たちできちんと決めて出したいという方向を持っております。ただ場所とかそういうことで変な混乱が起きることも若干は想定しておかなければいけませんので、それをなるべく避けるために、ある程度の決断も私もしなければならぬと思っております。一番は、南魚沼市内に建設をされるという、これは間違いはほとんどありませんが、大和地域か六日町地域か、ここに絞られてくるわけでありまして。この場所が決まらなければ、既存病院との関連をどうするか、そういうことも全く前に進まないということでありまして、まず場所の決定について極力早めにお互いが決定できるような方向で、まず30日はその会議をさせていただきたいということだと思っております。

確かに、県の姿勢に非常に私どもも、何度もとにかく県から早く決定をして下さい、場所もして下さい。ずっと申し上げてきたわけですが、なかなか県の方は、まあ、ああいう抽象的な文言で送ってきたわけでありまして。この委員の中にもお医者さん方が何人もいらっしゃいます。荒川先生とかですね六日町病院にいた伊藤先生とか、そういう皆さんもいらっしゃるんですが、なぜ県は場所すら発表できないんだと、決定できないんだということを再三申し上げてきたんですけど、つい最後まで、ああいう表現で終わったということでありまして。この点については本当に私ども、まだ不満であります。ここに来て今度は精神棟が例えば50から100とか。もうひとつは、純粋な民間の参入も妨げないという部分もまた新たに加わったとか、いろいろありますが。これからは知事がああいうふうに仰っておりますので、私たちが主導をして、この早期建設に邁進をさせていただくつもりでありますので、またそれぞれご指導をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

笠原喜一郎君 1 保育料の値下げを断行せよ

まず、1点目の保育料の値下げということでお聞きをいたします。助役をトップにして今、歳出のゼロからの見直しをされているわけですね。私は、今のこの歳出の見直しが、ただ数字を増やす減らすとかいうことでなくて、これは市長にお願いをしたいことですが、やはりどの事業に予算を優先的に配分をするかというそのことは、それはやはり市長から決断をしてもらわなくてはならない。私はここに断行というふうに書きましたけれども、今、市長にお願いをするのはやはり英断をふるっていただきたい。私はそう思っております。

それで、先ほど第3子の方に2割軽減ということで、1,000万円、収入が減るという話も出ました。そして今、一般の方々も国の基準の8割の保育料でやられているわけでありまして。その差額は1億円。全体では町の超過負担というのは、なかなか多く、4億何千万円、5億円近くになっているわけですが、しかし保育を軽減することによって町が持ち出す部分というのはわずか1億なんです。あとの残りの金額は、これは職員の高齢化によるところの持ち出しなんです。ですから、この1億円という部分の持ち出しを、もう少し市長の英断によって、とにかくアンケートにも出ています。私はそのことをやったからといって打った所が腫れるほどの少子化のことになるとは思いませんが、今、やはり求めている

のはその軽減だろうということで市長の英断を期待をするものであります。

2 遊休地を活用してクラインガルテン事業の導入を

それから、2点目のクラインガルテンにつきましては、プロジェクトチームを作るということでもありますので、その中で検討していただきたいということで収めさせていただきます。

3 基幹病院の早期建設のためには白紙委任も必要か

3点目の基幹病院のことでもありますけども、私はですね、今の市長の答弁だと、とても半年やそこらで結論が出はしないと思っているんです。出ないだろうと思っている。有識者が集まった中でさえも意思の決定はできなかったわけです。6月30日に、魚沼市、南魚沼市、十日町市そして湯沢町の首長と、そして医師会の代表が集まって議論をして、場所、規模、内容をするという話。しかしその方々というのは、当然自分の地域の代表者であり、自分の機関のやはり代表であるわけですから、当然そのことを背景にして主張してくるわけです。そういうなかで位置だとか規模をですね、あるいは先ほど市長が言われましたけど、民間委託という部分も出てきた中で、そんなことまでこの地元で、私はやはり絵は描けないと思っています。私は描けないと思っています。ですから、県知事が言われたようにこれは県の仕事なのです。県の仕事である以上は県が責任を持って、そして受ける人たちの意向も踏まえて、位置もそして内容も規模も、それは県が提示をして行くべきだろうというふうに私は思っています。その部分をもう1回だけ、聞かせていただきたいと思っています。

市長 1 保育料の値下げを断行せよ

1点目は先ほども申し上げましたが、当然そういうことでもあります。今の財政構造のあり方の見直し。これはただ見直してということだけではありませんので、收拾選択をするための、また見直しでありますので。

そのなかで子育て支援については、最大限の力を注いでいきたいということですので、またよろしく願いいたします。

2 遊休地を活用してクラインガルテン事業の導入を

このクラインガルテンはそのとおりであります。

3 基幹病院の早期建設のためには白紙委任も必要か

この、できないということではなくて、これをやらなければだめなんです。私は、責任を持って30日にはすぐ結論は出ません。ただできうれば、ただ非常に日程を合わせるのが難しい皆さんですので、ですが半年も1年も向こうには絶対に行きません。先ほど申し上げましたように南魚沼市内ということは、皆さん方が、ほぼ了解をいただいているわけです。それを大和地区にするのか六日町地区にするのか、この問題だけあります。ここはそれぞれの利害、利害といいますが、思惑は絡みますけれど、それなりに私も今、県の方に出向きまして、いろいろ調査をしながらやっているところでありますので、必ずどちらかに決まったというか、どちらかという具体案を私もまた出さなければなりませんので、私の方からも、県の内々の意向も含めながら、それらをきちんと調整をさせていただきたい。

場所が決まらないと、先ほど申し上げましたように、では他の病院との関連はどうだとか、

そういうことが全然先に進みませんので、特に今の県立六日町と小出の2つの県立病院をどうもって行くかと。それから位置によっては大和、私どもの所有している大和病院も、じゃあどうするか。この問題も全て絡んでまいります。ですので先にまず、位置ありきなんです、位置ありき。これは医師会の先生方も、もうそういうことで、まず場所が決まらなければどうしようもないと。これは一致した意見であります。そこまでは内々に私も伺っております。ですので、まず場所。まず場所ですね。

本来は県が決めてくれれば一番いいんです。私たちがそんなところで矢面に立たなくても。ところが県は決めません。もうはっきり言ってます。地元で決めて下さいと。あとは全部だめであれば白紙委任なんです。白紙委任にしたときになかなか前に進まないという状況が見えるんです。ですから、これは私たちが責任を持ってやりますと。白紙委任にした場合は、十日町病院との絡みが出てきまして、ちょっとやっぱり厳しい場面が予想されます。純粋な民間委託という話も出ておりますので、それは県の方でどういう打診をしているのかちょっとわかりませんが。私どもは、経営方法は全く別にいたしまして、場所、規模、既存の病院との、特に公立病院ですね。その部分との関連性をどういうふうにしていけばいいのか。ここをきちんと議論をして、結論を出したいと、出します。約束をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長 14番、笠原喜一郎君の質問を終わります。

休憩をします。午後13時に再開をします。

(午前11時56分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

議長 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

質問順位4番、議席番号26番・笠原幹夫君の質問を許します。

笠原幹夫君 介護保険改正法案によって介護はどう変わるか

通告をしておきました介護保険関係で質問させていただきます。介護保険の制度が始まってから5年になったわけですがけれども、制定当時から5年に1回はきちんとした見直しをしていくのだということが約束をされてきたわけです。その5年目に当るということですがけれども、先般6月16日介護保険の改正法案が参議院の厚生労働委員会で可決をされました。この内容を見てみますと、かなり大きな問題を含んだ内容になっているというふうに思います。この5年前のこの法律が生まれるときに、国会で盛んに論議がなされたのが「保険あって介護なし」また「保険あってサービスなし」そういう結果になりはしないかという不安を抱えていたところでありました。これに対して現在の小泉総理大臣を初め政府の答弁は、「保険あって介護なし」というふうなことには絶対させないと約束しました。こういう答弁を繰り返してきたところでありました。

しかし現在の介護保険の実施の状況を見てみますと、「保険あって介護なし」とそういつてもいいような部分が生まれてきつつあるというふうに考えております。とりわけ今、大きな

問題になっているのは、特養ホームの待機者が年々増加しているということであります。全国では34万人。この南魚沼市でも90人から100人、待機者がいるというふうに言われております。勿論この待機者といわれる人達の中には、要介護度が1くらいの、今どうしてもということではないけれども、なかなか入れないから申し込みだけ早くしておきたい。こういうことで申し込みをしている方も、かなりの人数いるというふうに言われております。したがってこの数字が、即今すぐに入所しなければならないというふうに私も考えているわけではありません。しかしいずれにしろこの南魚沼市でも、90から100人いて・・・失礼しました・・・

議 長 休憩をします。

(午後1時03分)

議 長 休憩中にただ今の地震についての情報をお願いします。

総務課長 地震についての情報をお知らせいたします。震源地であります、長岡市旧小国町でございます。震度が5弱でございます。六日町庁舎が震度3、大和庁舎震度2という状況でございます。以上でございます。

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時11分)

議 長 休憩前に引続き一般質問を続けます。26番・笠原幹夫君の登壇を願います。

笠原幹夫君 介護保険改正法案によって介護はどう変わるか

それでは引き続き質問を続行させていただきます。特養ホームの待機者が南魚沼市で90人から100人といわれておりますけれども、大体このうち年間10人前後が入所していると。毎年こうしているというふう言われております。それで何とかなっているのかというと、本当に今すぐにも入所したいという方が入所できないという状況もやはり続いているわけであります。したがって今度民間で苗場会ですか、ここで新しいものを作るという話もありますけれども、いずれにしてもこの魚沼全体から見ても、まだまだ特養ホームが足りないという状況が続いているというふう言っていると思います。

そういう中で、今回の介護保険法の改正ですけれども、どちらかというの特養ホームからの締め出しの対応策といった感じすらするものであります。これからは今度施設の入所の対象を、軽度の度数の方ではなくて重度4から5、ここに絞り込むという方向のようであります。今、介護度1の入所者は全国的には特養で2万4,000人。老健で3万7,000人。介護型の療養型といいますが、医療の関係で4,000人くらいで計6万5,000人くらいが、要介護度1の方でも入所しているわけであります。これは全体の約1割の人が、逆に言うと今度の改正で入所していられなくなるという状況になってくると言ってもいいと思います。

さらにもう1つは整備基準の引下げということがやられるということになっております。今、要介護度2から5のうち入所している方は41パーセントいるわけですが、これが20

14年度には37パーセントに引き下げるという目標値を掲げております。したがってそういう中で約24万人が入所対象者からはずされるというふうに考えられます。ここでも特養からの締め出しという問題が出てきているわけでありまして。さらに特養、老健、介護型療養の3施設、今までこの3施設で枠組みをしているいろいろな目標値を出してきたわけですが、今度は有料老人ホームと認知症のグループホーム、この2つを加えた5つの施設で新しい基準を作っていくというふうになるそうです。そうすると、とりわけこの有料老人ホーム、あるいは認知症グループホームは民間の経営がほとんどであります。したがってそういう点では非常に多額の利用料がかかります。有料老人ホームの例でいいますと、今、平均では入所する時の一時金が1,155万円、月額の利用料が17万円だそうでありまして。これが平均の数字だそうです。特別養護老人ホームではいろいろな軽減制度もあって、月額3万6,000円というのが平均的な数字だそうです。したがってこれが今度枠組みの中で有料老人ホームや認知症のグループホームがどんどん増えるということになりますと、当然のように個人の負担金は非常に多くなっていくという状況であります。

さらにもう1つは個室化という問題があります。いわゆる大勢で1部屋に入るのではなくて、1人1部屋ずつ。これが今、新しい施設はこういうふうになってきているわけです。この辺では大和の八色の特養ホームがそうなっているわけでありまして。ここでは、今は全国的に見ると全体の15パーセントが個室化になっているそうですが、今後はこれを70パーセントにまでするんだといわれております。しかもこのホテルコストと言われまして、居住費と食事の全額自己負担という問題がついてまわります。個室ユニット型で現在の平均でいうと10万円になるかならないか。収入やいろいろによって違いますけれどもそれくらいですが、今後はこれが少なくとも月額13万4,000円くらいにはなるだろうと。相部屋であっても8万7,000円くらいだというふうに言われております。これは施設入所者1人あたりで計算しますと、年間40万円の負担増になるわけです。とてもこれはちょっとやそつとで負担しきれない。とりわけ今、国民年金で年金をもらっている方が多いわけですが、国民年金では低い人は2月に1回支給になりますが、5万円ちょっとという人もいます。ところがこの個室に入れば月額13万4,000円ですからとてもとてもその人本人では負担をしきれない。そうすれば当然家族の誰かが負担をしなければやっていけない。やっていけないということは、入ろうと思っても入れないということになるわけです。これが今、大きな問題になっております。法律の参議院の委員会での論議の中でそういった人達については、いろいろな方法で軽減をする、そういう方法を考えていくので心配をしなくてもいいと。こいうようなことを言っています。しかし具体的にその方策は示されておられません。軽減の措置があるという言葉だけあります。

今回の改正法案の目玉は、1つは新予防給付といいまして、介護度1という軽い人達ではできる限り介護保険を使わないで、というような言い方で、今はここに金がかかりすぎているんだと。過剰介護をしているんだというふうに言って、新しく筋力向上トレーニング等を取入れて寝たきりにならないようにする、そういう方向でのリハビリとかそういうことを考え

ているようであります。また、家事代行サービスがあるわけですがホームヘルパーを頼んでやるわけですけれども、これも使いすぎだと。過剰介護だというふうに言ってここから介護を切り離してしまおうとする動きがあるわけです。ところが全国の保健士の皆さん方が聞き取り調査をした結果では、ほとんど家事代行の使いすぎのようなことは現れていないと。実は疾病あるいは認知症が始まったりということで、この軽度の人だと言われている人達も介護保険を利用するような形になっている。こういう事実が調査の結果出ております。したがって今回の法案の目玉である新予防給付についてもやはり大きな問題があるし、この分野からの高齢者の追い出しになりかねない内容を含んでいる、というふうに言われます。

市長にそこでお聞きをしたいわけですが、市は待機者の解消に向けた整備計画をきちんと持っているのかどうか。たまたま民間で一箇所できることになったのでそれでいいと考えていやしないか。市としての計画をきちんと示して欲しいということでもあります。

さらにせっかくできてホテルコストに対応しなければ利用したくても利用できない、こういう家庭がたくさん増える可能性があります。このホテルコストに対応する具体的な施策を市は考えているのかどうか。あるいは今、法律論議の中でわいている軽減措置をとるからそれを利用してくれと言っていますが、具体的には本当に利用できるような軽減措置があるのかどうか。この点について市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。もちろん高齢者を家で面倒見る、高齢者は家へ帰って療養したい、こういう人もたくさんいるわけでありませす。そのことも尊重しなければなりません。しかし同時にどうしても施設に入れなければ世帯の生活ができない、そういう状況の方もまたたくさんいるわけです。それをわがままとか、そういう言葉で片付けるわけにはいきません。やはり本当に入所が必要な人達が安心して入所ができる。そういう形を作ってこそ本当の意味の介護保険ではないか。このように考えるわけであります。そういう意味で発足してから5年経ったこの区切りの年に、市が本当の意味でもう1回この南魚沼市の実情も兼ね合わせて考えて、的確な方針、施策をとられることを心から希望するわけであります。以上で質問を終わります。

市長 介護保険改正法案によって介護はどう変わるか

笠原議員の質問にお答えいたします。前段の特養の市内の待機者の数であります。13年の7月では、延申込者が116人、実数72人というふうに13年はなっております、17年2月では延申込者が392人、実数が199人と。これは待機者の数であります。だいたい申込で3.4倍、実数では2.8倍というふうに伸びております。ただこの199人の中には先ほど議員がおっしゃったように、1~2というときから早く申込んでおかなければ、という部分もありまして実質的な数字はだいたい100前後というのが今のところは定説であります。それで苗場福祉会による特養ホーム建設、これがまだなかなか。県はもう予算にあげて2月定例会で議決していただいたわけですが、これも一般財源化されまして交付金事業になったわけでありませす。その中でまだ国から県に対して新潟県にどれだけの額の交付金を、という部分がまだ内示になっていないのだそうであります。それでまだそれぞれの事業者に県からの内示が出ていない状況であります。当初は6月上旬ごろには、という

お話をしておったようですが、まだ今日現在来ておりませんので、ちょっと着工が遅れる可能性があります、間違いなく建設はされるということで理解いただきたいと思いますけれども。これが80であります。これで全部解決したということになるわけではありませんが、相当数の部分がある意味では解決できると。地元優先ということもこれはもう約束してありますので、全く市外からとか遠くからというようなことは、今のところ考えられませんので、とにかく市内優先で入居をさせていただこうと思っております。来年の8月過ぎに、供用開始じゃありませんけれども受入れをしていこうという今の予定であります。着工が大幅に遅れますとその部分が若干遅れるかもわかりません。

市の介護給付費ですが、16年度実績で24億6,400万円。これは介護保険制度が始まった平成12年度に比べると53パーセント。12年度は16億800万円くらいでありましたので、非常に増えているわけですが、それだけ介護保険を利用いただいている方が増えたということでありまして、なくてはならない制度と。これはもう本当にすばらしい制度でありましたし、またなくてはならない制度だというふうに考えております。

市としての計画はまた後で触れますが、整備基準の引下げであります。これが今おっしゃったように41パーセントから2014年には37パーセントに引き下げるといふ、この要介護2～5のですね。これの背景には、先ほども触れました団塊の世代といわれる私達が、2015年、平成27年ですけれども、このときが私達の年代が一番ピークに達するわけがあります。これが人口的な部分がぐんと増えますので、結局率が下がるといいますかそういうことでありまして、実質的な要介護2～5の皆さん方の入所者が41から37に今の段階のままそっくり下がるという、そういう意味ではないように私は感じておるのです。この制度の持続可能性というのが今回の制度改正の基本的な視点という事でありまして、これは結局、今おっしゃったように年々介護認定者が増えるということと、介護給付負担の増加。これが非常に重度化しているということでもありますけれども、一番増える部分について、先ほど申し上げましたように我々の年代が65歳になったときに、バックになる数字が非常に増えるということでもあります。その部分での数値のものと私は理解しておりますが、もし間違っておりましたらご指摘をまたいただきたいと思っております。

今の介護保険の改正部分は、これも議員がおっしゃったように施設介護からやはり居住介護の方向に重点を移しているということは間違いなことだと私も思っております。そのための介護、予防介護といいますがこれに重点を置くというこの部分も、それはまあ議員のおっしゃったとおりだと思いますが、締め出しという方向ではないような気がいたしておりますけれども、その辺が解釈の違いということになりましょか。要介護2以上の認定者そのものが、さっき言いましたように210万人から320万人に増えるというこの部分を想定しての、今、作業ということになっていきますので。これはちょっと解釈的な違いもあるかもしれませんが、私は方向としてはやはりそういう方向が良いのだろうというふうに考えております。

それから民間が中心の有料老人ホームを含んだ計画で参酌標準を組む意味は何かというこ

とであります。これは介護保険利用者の増加に伴っての悪質な事業者が増えているという現状もあります。そういったことの中でサービスの適正化・質の向上が求められているわけでありまして、この制度改革には保険者機能の強化が盛り込まれております。具体的には事業所への立入検査の実施、地域密着型サービス事業者の指定、これらが市町村の判断でできるということになっておりまして、前段で申し上げました。今のままですとなかなかそういうことができ得ないわけでありまして、悪い意味で考えますとその悪徳業者等のバックを助長するような部分もないばかりではないわけですが、これからは市町村の判断でそういう部分の立入等もできるという、そういう方向がこの法律の改正によって出てくるわけですので、やはり歓迎すべき方向だろうというふうに考えております。

それからやはりとにかく認知症、高齢者のみの単身・夫婦世帯。核家族化がすすんだ一環でこういうことになると思うんですけれども、そういう家族単位が増えてくるということでもあります。これで自宅生活が困難になったときの選択として、従来型の施設ではなくて、自分の住み慣れた地域で生活を継続できるという介護付きの有料老人ホーム、ケアハウス、これらが整備をしていくことがやはり1つの道であろうと。このことにも道を開くという意味だと思っております。

ホテルコストの部分であります。これは今おっしゃったように、在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金の重複給付の是正、こういう要請もありましてショートステイを含む介護保険3施設について、この10月から保険給付の対象外ということになりました。ただ住民税世帯の非課税者等の低所得者については、利用が困難にならないように所得に応じた負担限度額、これを定めまして、減額相当分については介護保険から「特定入所者介護サービス費」として補足給付を行うというふうになっております。

具体的には現行の所得段階で第1段階・第2段階に該当する方は、申請をしていただければ負担軽減の対象になると。ほぼ現行どおりの負担水準、ということであります。ただこの詳細につきましては、今国会終了後に示されるということでありまして、私達の市としてこのことにどう対応するんだということは、この詳細がきちんと明示をされてから、どうしても救わなければならない部分が生じたりそういうことになれば、市としても独自の考え方を示していかなければならないかとは思いますが、今のところこの基準が示されるまでは、市としての考え方をここで述べるまでには至っておりません。

それから最初に戻りますが、この特養ホーム等へのひとつの市としての整備計画、これも今の介護保険制度が変わって、若干時間的に経緯を見させていただかないと、実質的に今、国や、我々も含めてですけれども、想定しているように重度の介護者が減っていくというような傾向が出るのかどうか。ここがちょっとわかりません。それから軽度の方も筋力トレーニングだとかそういう部分で本当に減っていくのか。あるいは家庭やそういうことの中で実質的に生活ができるような状況になるのか。この部分はある程度検証させていただかないと、市としてじゃあもう、すぐ特養を作るのだとか、いや全然作らないのだとか、整備をしないんだとかという方向はちょっと見えませんが、今の現実だけを考えますと100人にこうい

う方が達しておりますので、もし苗場福祉会の皆さん方がこの計画をお持ちにならなかったということであれば、社会福祉法人のみなみ園の皆さん方とも相談した中で、郡全体あるいは市としての方向を打ち出さなければならなかったというふうには認識をしております。

そんなところで答弁に代えさせていただきますが、よろしく願いいたします。

笠原幹夫君 介護保険改正法案によって介護はどう変わるか

待機者の関係ですけれども、確かに100人前後の中で、実質的に100人前後、80人の定員枠で苗場会が作ればとりあえず埋まるじゃないかという考え方でしょうけれども。しかし今の状況で将来を見越すことができないかもわかりませんが、今の状況を見れば、いわゆる今、重度の人が軽度になっていくなつていう、介護度がどんどん下がっていくなつていうことは、あまりありえないという状況です。私も自分で母親を介護していますのでわかりますが、だんだん悪くなるのですよね。良くなるなつてことはまずまずないと。そうすると増えたとしても減っていくということはないだろうというふうにみていいんじゃないかと。そうしたときやはり、市としてそれは民間の力も借りるというのはそれでそれなりに1つの方法ですが、それも含めてこうあるべきだというような計画は、やはり立てていく必要があるのではないかという気がするわけです。そういうのは今後計画を立てていくという方向が取れるのかどうか、もう1回お聞かせを願います。

それからホテルコストの関係ですけれども、高い13万円くらいだといわれておりますが、13万円というのはどういうふうな位置づけになるのか、13万円という金額が。私どもが年金で考えてみても、とても13万円これに払えば、1人ではとても食べていけないですよ。私どもの年金は少ないですから。まあ公務員出身の皆さんや、ばかに景気が良い会社にいた人は別ですけれども、一般の会社だってそんなに厚生年金をいっぱいもらっているわけじゃないし。そうすると13万円からの負担というのは、かなりきついと。そういう中で軽減の措置もあるということですが、今市長の答弁の中でも言ったように、ほとんどが非課税世帯という所得制限がついてまわるんですね。そうするとこれでほとんどだめみたいな感じになって、とりわけここで増税の方針でしょう。あらゆる特に所得税の控除関係が全部改悪されると。今度は配偶者控除も少なくする、あるいはゼロにすると、このような方針も出ているようですし、老年者控除はなくなったし、そのほかにもことごとくそういう状況。そうすると今まで非課税だった世帯も課税されてくる可能性も十分あるわけですよ。そうするとこの非課税世帯というのがオウム返しにすぐ来るわけですが、実質的に本当に大変な人に軽減をするという、そういうものはどこかへ基準を設けなければならないという意味ではわかりますけれども、しかしもう少し考えてもらわないと、本当にこれは大変だと。今までと違って今度は個室でないところは現存のものはありますけれども、あとは個室でないものはできないというふうに考えて良いわけですから。

私どもはこれが始まった時に、なぜ半分くらい個室で半分くらい従前の形にしないのかなあと、率直にそういう感じを持ったわけです。負担できる人はそれは個室の方が良いと思いますよ。プライバシーも守られるし。しかし本当に負担できないという人がいるわけですか

ら。その点もひとつ今、法律上の中で市長が、じゃあそれはそうします、ああします、とは言えない面もあるとは思いますが、ひとつそういう努力を自らこの南魚沼市でやると同時に国に向けても機会ある毎に、そういう現場の声を届けて欲しい。こういうふうに思いますが、市長の見解をもう1回お聞かせください。

市長 介護保険改正法案によって介護はどう変わるか

前段の、確かに介護度が良くなっていくなんてことはありえません。私も自分で経験をしておりますけれども、やはり年々悪くなる、これは本当に当然そうであります。ただこれからさっき触れました私達の年代の部分ですね。この部分の要介護度になる人をとにかく1人でも少なくしていこうという方向は、これはもう間違いない方向だと思っております。そういうことの中での部分だと思っておりますが、私達の市での福祉計画といいますが、こういう計画については当然先ほども触れましたけれども、国からの基準等が示された後に、それが実質的に私達の市と合うかどうかというのは全くわかりませんので、それらを含めて検討課題であります。出てきた時点で実情にそぐわなくて実質市内の皆さん方が非常に困難な立場になるということであれば、これは市としてそれを放置しておくということにはなりませんので、何らかの処置はしなければならないというふうに考えております。

先ほどちょっと触れましたけれども、41パーセントから37パーセントというこれは、さっき私達の部分の人数が増えるというふうに触れましたけれども、今、87万人でしょうか、要介護2以上のサービス利用者。これが37パーセントに減っても108万人ということになるわけです。ですので実質的な数値はずっと増えてきますが、まあ分母が大きくなるのでその数値が下がるという、そのことだけなんですけれども。決して締め出していこうという部分ではないというふうに考えております。

このホテルコストも全部絡みますけれども、初日に所得税、住民税でしたか下限の撤廃が出ましたね、125万円の。あのとき200万円くらいなんていう話をちょっとここでしたような気がしましたので、ちょっと調べましたら、だいたい年収400万円前後の皆さんにならないとこの部分が該当してこないということでしたので。それ以下の所得の方はいわゆる課税対象にはならないということでありませぬ。ですから年収400万円といいますが、非常に非常にでもないですけれども相当、ある意味では高齢者にとっては、65歳以上の皆さんで年収400万円前後からあるという方は、まあまあ相当恵まれている方だと。そういう皆さん方には、税金もある程度払っていただきたいし、例えばそういう皆さんが特養ホームへ入る場合の負担部分が、どの程度でいくかというのは別にして、ある程度負担をしていただくというようなことは、これは今の状態の中ではいたしかたないことだろうと思っておりますけれども。これも前段に申し上げましたが、実質的にお金が払えないで入れないという、入らなければならない現状だけれども入れないというそれは、間違いなく公できちんとやっていかなければならない問題だと思っております。個々具体的な個別個別の、これは全体的にどうだということはちょっと今は申し上げられませんが、そういう事例が出てまいりますれば、市のほうできちんと対応しなければならないというふうに考えておりますの

で、よろしくお願いいいたします。

笠原幹夫君　　終わります。

議　　長　　以上で笠原幹夫君の質問を終わります。

質問順位 5 番、議席番号 29 番・志太喜恵子君の質問を許します。

志太喜恵子君　　質問を許されましたので、3つのことについて質問いたします。

1　フッ素使用に疑問

1 番として、フッ素使用に疑問ということで質問をさせていただきます。前議会でフッ素洗口をしている学校があると伺ったとき、ちょっと危ないと思ったのです。現在の状況とその後の方針を伺います。フッ素の虫歯予防論争は半世紀も前から世界的に論じられ、アメリカでは国をあげて水道水に入れていたと報じられています。しかし、予防は効果をあげても、反面弊害が出てきて、中止になったところもあると言う。また、反対が40パーセントにも上っているところもあると言われていました。賛否両論のようです。当時は世界保健機関、WHOも推進し、1945年、アメリカ、カナダとか5カ国で始め、1969年の第22回総会でこれが採択したとき、日本代表も参加していたそうです。人体の諸器官への影響については、結論が出ていないと日本の参加した人は発言していると言います。

新潟県では君知事の頃、ある巻村の主婦が虫歯の予防に良いからといって水道水に入れる行政決議をされては困ると陳情書を知事宛に出した書簡で、地元の歯科医、歯科医師や子供の虫歯をなくす会の会長さん等が3人も主婦の家に詰めかけ説得に来た話から、方々に議論が広がり、水道局では水道は安全で正常でなければならない立場で、水は食であって、薬ではないの見解を示したと伺います。今、私の言わんとすることは、水道水の問題ではありません。子供たちの虫歯予防に有効と見なされているフッ素を学校で使用していることが現実ならば、もう少し研究してみてもと思うのです。虫歯予防に効き目があると市長はこの前言っていました。どんなデータがあるか、まずその1点をお聞きしたい。

安全性にはどんな留意がありますか。6歳未満は使わないよう、医師の指示がある点はどういうふうに解釈しますか。臼歯の出遅れ、母親が使用した場合ダウン症児が出生するという、がんの発生率も多々あると言われていました。年寄りが使った場合は腰部骨折とか、骨がもろくなると言われています。それから歯のエナメル質が溶ける等という問題点があげられております。今までのデータでは指摘濃度1ppmでは、虫歯が3本以下にならないとも言われています。

フッ素の成分は私たちの生活しているなかにもどこにも含まれていると言われ、特に地中に含まれている層の多いところでは、水にも生物にも多く影響されていると言われます。自然界の場合はそのために弊害は出ないが、さらに人為的に使うということは余計な要素として人体に害になるとも学説があるらしいです。私は子供は親の責任で健康に育てなければならないと思っています。学校で集団的に使用しては、使用はしないで個人の考えに任せの方が良いのではないかと伺っていますが、市長はどうお考えでしょうか。

歯は大切な生物の生きる部分です。子供のときから大切に作る習慣を身に付けることが大

切と思われます。乳歯が生え変わるとき、現代の子供は立派な新しい歯が生えない子があるということを知りました。これは噛むことをきちんと教えないで柔らかなものや飲み物に頼って育てる弊害と言われています。便利な時代に何が潜んでいるかわからない時代。きちんと子育てのできる支援を行政はするべきと思いますが、市長はどう考えますか。

2 野積堆肥の臭気除去を

2番目に、野積み堆肥の臭気除去をということであげてみました。14日の本会議で産建の委員長報告にもあり、周辺の住民から苦情の出ている臭気公害、行政で取り締まることはできないものでしょうか。この産建の委員長のお話の場所と私が言った場所は、ちょっと違っているようでありました。私は住民からの苦情でその場所に行ってみましたが、きれいに片付いておりました。ということは、魚沼市の地内であったので、魚沼市の議会がいろいろ話をして、それを取り片付けたという話も聞いております。産建の委員長のお話は南魚沼市地内であろうと思いますが、立派な堆肥舎センターができたんですから、野積みをするなんてことはもってのほかでないでしょうかと私は思うんですが、そういう点どういうふうに取り締まることができるのでしょうか。

3 学校のトイレ及び保育園のトイレの脱臭を

3番目に学校のトイレ及び保育園のトイレの脱臭をということであげました。大崎小学校のある父兄が男子トイレの臭い消しに置く芳香剤が目にしみて困る。これは子供たちに良くないのではないかという訴えで、合成洗剤問題の仲間が早速出掛けて、EM活性液を使ったら良くなるのではないかというので、撒いてみました。尿の臭いも化学製品の臭いも消えて、さらに中の尿石の溜まる部分をあげてみたら、最初は穴が狭くなってなかなか尿が通りにくくなっているほどになっていたところが、この活性液を何回か撒くうちに柔らかくなって剥げ落ちたと報告がありました。私はすごい効果だなというふうに考えます。全ての学校、保育園でこの芳香剤の目にしみてというような化学物質は置かないで、この活性液を使ってみたらいかがでしょうか。また管路もきれいになりますので、両方の効果があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

市長 志太議員にお答えをいたします。

1 フッ素使用に疑問

最初にこのフッ素使用の関係であります。志太議員さんはどこからそういう資料を手に入れるのかちょっとわかりませんが、あまり不安を煽るようなことはおっしゃっていただかない方がいいように私は感じます。フッ素、ちょっと前段からご説明申し上げますのでお聞きをいただきたいと思いますが。

このフッ化物、これは歯質強化・耐酸性向上、これに非常に効果があるようであります。また歯垢に対しての酸生産の抑制、細菌の発育抑制と酵素作用の抑制。この効果があって、その結果、虫歯を抑制するというふうに言われております。先ほど議員さんおっしゃったように、中毒だとか何か弊害があるんじゃないかと、こういうお話ですけれども、これは適量を超えれば、フッ素をそのまま飲んだりとか、そんなことをすればこれはなかなか問題であ

りますけれども、適量を適正に使用している場合は全く問題がない。現に日本では昭和45年からこのフッ素洗口と言いますか、これが開始された経過がありますけれども、今までに中毒等の事故の起こったという例は1件もございません。相当のところで使用していると思っております。厚生労働省の科学研究事業として、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての研究が行われておりまして、厚労省の医政局長・健康局長名の「フッ素洗口ガイドライン」これを発表されていまして、これに基づいて今は実施をされているところであります。

薬剤の管理は歯科医師指導のもと、薬剤師が処方、調剤、計量を行って厳重に管理をしており、フッ化物によるこの予防につきましてはWHOをはじめ、厚労省、日本歯科医師会、日本口腔衛生学会もこれは推奨しておりまして、先に国で策定した「健康日本21」のなかでもこういうことが言われているということでもあります。

さて、旧六日町で平成10年から洗口を小学校、保育園で実施してきております。また塩沢町でも行われております。今後、大和地域においても保健衛生施策として、歯磨きによる予防と併せまして、期待される効果、安全性について十分説明を申し上げまして、同意を得たならば実施をしていきたいということでありまして、個人に選択させると。個人が嫌だという場合はこれを押し付けている事例はありません。全てきちんとした同意をいただいて、そして実施をしているということでもあります。

この効果については、いつだったかの議会でちょっと報告申し上げた覚えがありますが、今、ここにありませんので、資料は後日、今議会中に提示いたしますが、相当の効果をあげております。これは志太議員、六日町の議会のときだったかもわかりませんが、そのあれを出したのは、ということでもありますので、きちんとした指導、それから適正な使用方法、量を守っていれば、全く心配がない。全く心配いりません。それでなおかつまだご心配のむきは、使用していただかなくて結構でありますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

2 野積堆肥の臭気除去を

この野積みの堆肥の臭気。今、志太議員さんがおっしゃったことがちょっと私にわからなくなりましたが、どこのことを言っているのか。この質問は小出インター付近のことでありましょうか。（「はい」の声あり）これは、小出インター付近のことであると、私どもがなかなか・・・魚沼地域でありまして、ですので私ども農林課の方でこれは魚沼地域振興局の農林振興部企画振興課というところにちょっとお話は申し上げておきますが、ちょっと私どもが対応できる部分ではありません。ただ、臭気がひどいからと、何とかしろという話しはこちらからできますので、それはお話ししますが、これをその南魚の広域有機センターで処理できないかと、こういう問題でありますけれども、これにつきましては今、私ども市内に22戸の畜産農家がある。個人でこの堆肥等を整備して、ここに持ち込まなくても大丈夫だというのは6戸なんです。残り16戸が全部ここに家畜のし尿等を搬入して来ますので、これはなかなかそれ以上の部分を市外から受け入れるということはちょっと無理だなという

ふうに考えております。

いずれにしろ、他市の問題でありますので、私どもの方から県の振興局を通じて要望を申し上げますということでご理解いただきたいと思います。ただ、臭いの被害というのはこっちに来ておりますので、その部分についても、それなりに強く要請したいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

3 学校のトイレ及び保育園のトイレの脱臭を

E M菌の問題であります。そういう実態があるというふうに前にも志太さんからお聞きをいたしました。これは効果があれば非常にありがたいことでもありますので、今後、もう少し大崎小学校の経過を観察させていただきたいと思っております。学校関係の方でどういった取り組みをするかという部分については、この後、教育長から説明を申し上げます。

保育園につきましては、今現在15ヶ所の保育園あります。そのうち2ヶ所、これは1ヶ所が浄化槽による水洗です。もう1ヶ所は18年度の下水道接続計画であります。他の13ヶ所は全て今、下水道に接続をされておまして、非常に清潔に、特に園児がいる部分でありますので、清潔には気を付けているわけですけれども、非常にきれいで全く問題がありません。そこにはE M菌を入れるということはある意味ではちょっと無駄になるのかもわかりませんので、今のところはそのことは考えておりません。学校につきましてはこの後、教育長に答弁をいたさせますので、よろしくお願いいいたします。

教 育 長 3 学校のトイレ及び保育園のトイレの脱臭を

ご質問の件の大崎小学校の取り組みについて、簡単にご説明を申し上げます。先般、大崎小学校が地域の皆さん向けに発行いたしました学校だよりのなかにこの記事がありました。短い記事ですので、読んでみたいと思います。「E M液がトイレで活躍」という見出しでありまして、「地域の皆様からご指導いただくなかで、今年度はE M液を活用しながら、環境学習に取り組んでいます。E M液について詳しく説明することはできませんが、次の効果があるそうです。1、汚れを分解する。2、ヘドロと臭いを消す。3、農作物の生育を良くする。等。また自然界に存在する有効微生物を使っているので、環境に優しいそうです。」ここからであります。「今年度はエコ委員会の活動として、毎日夕方2階のトイレでE M液を撒いています。その結果、確かに臭いを感じなくなり、尿石も取れているようです。」ということでもあります。もう少し学校の方の取り組みを見ていきたい。学校の方で全てのトイレで使いたいというふうな判断になってまいりましたら、他の学校にもお勧めしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

志太喜恵子君 1 フッソ使用に疑問

ただ今市長はあまり不安をあおるようなことを言わないで欲しいと、そういう言い方をされましたが、私は不安をあおるのではなくて、実際に世界的にも論争が2つに分かれている。身体に害があるということと、それから虫歯予防に有効であると、そういう論争がもう半世紀も続いているというなかで、虫歯予防にいいからと言って、片方の片手落ちで片方の身体に害のある、エナメル質を溶かすとか骨がもろくなるとか、それからがんの発生源になると

かという言い方をしている学者もありますし、それが論争になっているということが事実です。今の市長のお答えでは、嫌な人は使わないと言うから、まあまあ安心なんです、私は不安をあおるわけではなくて、きちんと皆さんが解った上で使うという、そういう建前のなかで使用して欲しいというふうに思っております。

虫歯に効果があるということは本当に良いことであるということですが、虫歯に効果があるということは、裏返せば身体に、人体の方にも影響がないとは言えません。濃度を守ればと、そういうお話でしたけれども、濃度は守られるものでしょうか。自然界にもたくさんそういうフッ素があるなかにおいて、ただその洗口する濃度だけを気を付ければ、それで害がないというそういうことでは私はないんじゃないか。それよりもフッ素を使わなくても歯磨きを良くするとか、噛むことを奨励するとか、そういう親の子供を育てる考え方、そういうなかで私はきちんと歯を育てていっていただきたい。ということで今、提案をしたわけがあります。

フッ素の効果が示されていることですので、それを見てから私もまた反論する機会があればするかも知れませんが、別に不安をあおるために私はこれをしたわけではないんです。私は新潟に行ってこの話を聞いてきましたし、いろんな学者がいろんな話をしていました。もちろん推進する人の話もちゃんと聞きました。そういうなかで私はこの考えを持っていますので、その点、ご了解いただきたいと思います。

2 野積堆肥の臭気除去を

それから野積みの堆肥のことについては、魚沼振興局とか何とかにきちんとお話していただければありがたいというふうに了解しました。

3 学校のトイレ及び保育園のトイレの脱臭を

それからE M菌のことは今、教育長のお話を聞きまして、やっぱり私らの仲間が報告してくれたこととびったりですので、全トイレに使用して、大崎小学校が快適になったという話を聞きたいなというふうに思っております。以上です。

市長 1 フッソ使用に疑問

フッ素の件であります、論争は昔ありました。ただ、今はそれは志太議員さんどこでお聞きになってきたか、ほとんど反対派と言いますか危険だという方の論争は、今は私どもは寡黙にして聞いた覚えがありません。当時はありました、事実。先ほども触れましたように、昭和45年からやっているんです。やっていて、35年間ですね、45年から言えば、何の事故も後遺症もありません。

そしてこれもさっき触れましたが、ちゃんと薬剤師さんが調合してやるわけですので、それも歯科医師の指導のもとであります。自然界にどれだけのフッ素があるかというのは私もわかりませんけれども、当然のことながらいろいろなことを勘案して、その濃度を決めてやっているわけありますので、そこが信用ならないということになれば、これはどうしようもありませんけれども、やっぱりそこはそれなりに信用して、今までの経過も踏まえれば信用して然るべきでありますので。歯科医師さんが、本来、歯科医師というのは歯がみんな文

夫になってしまえば成り立たない商売でありますけれども、この歯科医師さんが非常に熱心にやっぱり指導しているんです。歯にいいんだと。

それから躰といいますけども、確かに今、各家庭で虫歯にならないように乳幼児の頃から、歯の生え始めたころから子供にきちんとした躰をしたりして、全く問題がないということであれば、それはいいのかもわかりませんがそういう現状ではありません。特に保育所に入っただけの子供さんなんか一番大事なときでありますけれども、なかなか3度3度食事の後に歯を磨けとか、どうかこうとかと言ってもそれは非常に無理な話。しかもフッ素でうがいをするだけなんです。磨けとかということじゃない。それだけで絶大な効果が出ているわけですので、効果の実態を志太議員さんがご覧になれば、まず反論はないものだと私は自信をもって出しますけれども。

そういうことですので、あまりにも、何て言いますか、私は志太議員さんの一般質問聞いていまして、非常に、しかも今日は傍聴者の方もいらっしゃる。そういうなかで、あまりにもフッ素に問題があるかというようなふうに私が聞こえましたので、ちょっと失礼を申し上げましたが、その失礼の段はお許しいただきたいと思っております。そして先ほど申し上げましたように、私の家は使いたくないと、私の子供には使わせないで下さいという方には一切使っておりません。ですので、またそういう面でもご安心をいただきたいと思っております。

野積みはそうですし、EM菌もそうです。以上であります。よろしくお願いいたします。

志太喜恵子君 1 フッソ使用に疑問

やめようと思いましたが、市長は昔はあったけど、今はそういう論争はないというお話。それだけに私はちょっと反論したいと思っておりますので、立ちました。私が聞いたのは13年の9月頃でしたか、新潟へ行ってそういうお話を聞いたので。そのきっかけというのは、新潟市で水道水にフッ素を入れるか入れないか。水道水に入っていれば、全部の人がその恩恵が、市長が言ったような恩恵がもらわれると。そういうことで虫歯を守る会か何だかが、水道水に入れるという話をするときに私は聞きに行ったんです。そのなかでフッ素が人体にあまりよろしくないというので、水道水には入れてもらいたくないという、市民の決議が出たようでした。

私はこの南魚沼市でそのフッ素洗口をやっているということは、市長がそれほど一生懸命なんであって、そして個人がそれを拒否することは自由であるということであれば、それはそれでいいのかなというふうにも思うんですけれども、小学校のなかでみんながやっているのに、家のお母さんだけそれしちゃういけないんだよ、と言われた子供の立場になると非常にかわいそうだなという気がいたします。そんなことが可能なのかなというふうに、だめな人、嫌な人はしなくてもいいんだよ、と市長は言われますけれども、そんなことは私はできないんじゃないだろうかと思います。

今、歯科医師が一生懸命でそれを推奨しているというのであるから、それはそれで私とすれば、不服ではあっても容認しなければならないのかな。不安を煽ってはいけないというよ

うな市長の表現ですので、不安は煽りたてないようにしますが。でも何年か経って、もし弊害が出た場合は皆さんまた考えて下さい。終わりです。

市長 今、志太議員さんおっしゃった新潟市のその問題は、水道水の中に入れるということですね。水道水というのは飲むんです。私どものやっているフッ素洗口は飲まないんです。うがい。口をゆすぐだけです。ですから根本の部分がちょっと違っているかなと、そんなふうに思いますけども。何にしる安全にだけは十分気を付けてまいりますし、今、学校も嫌な人はさせていないいでしょ。そういう人も若干いるようです。保護者がこれはだめだと言った方はしていません。それで別にいじめにあっているとかという事例もありませんので、ご承知おきをいただきたいと思います。

議長 以上で志太喜恵子君の質問を終わります。

議長 次に質問順位6番、議席番号19番・駒形興一君の質問を許します。

駒形興一君 質問を許されましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

1 市有財産（赤線、青線等）の払い下げ手続きの簡素化と市道の修理改良に際して周辺地域への配慮は

地方分権が叫ばれまして、その1つの大きな仕事として紆余曲折を経ながらようやく当市が生まれました。さらに1つずつ前へ進むということで関係する皆さん、並びに市民の各位にもいったいどうなるのかなという心配とそして大きな希望、両方持ち合わせながら、日々過ごされているのかなというふうに思っております。そうした分権の中で、国から 今回の1点目の問題であります、国は地方にくれたのかあるいは面倒なことを地方に任せるのかそれは定かではございませんが、これを市が受けてすでに登記が終わっております。それは、昔の市道にならない、いわゆる赤道であるとか水路であるとか、あるいは私道であるとかいうふうに、こうしたものが膨大な量、登記が済んでおるように聞いております。私はまだその図面を・・・今日はちょっと総務課の方で見せていただきましたが、おそらく市民の皆さんも我々も詳しく見た方はあんまりいられないのではないかなというふうに考えております。この内容について、市長は管理の方法あるいは責任について、今後どのようなお考えをもっておられるのかお伺いをしたいと思います。この点についてはおそらく現況と図面の上は、国土調査が済んだとはいいいながら、全くかい離しているのではないかなというふうに思われます。

そういった意味から、行政事務の簡素化ができないのかなというふうに私は感じたところでございます。例えば、集落でホタルの発生する掘を作りたい。この赤線・青線を利用できないかなといった場合。また屋敷のすぐ外に、青線の横に赤線があって既に地域の皆さんからあこはあその屋敷なんだというような土地もかなりあるかと思えます。この払い下げをきっかけに、今度は市から個人に払い下げを求める件数がかなりのぼってきているというふうにお聞きをしております。しかし個人の物とするためには、確定測量あるいは土地家屋調査士から調査をしていただいて、そして司法書士の手を経て、しかも対価を払って自分の

ものにすると、非常に繁雑で、しかも飴の銭より笹の銭といいますが、非常に経費がかかるんですね。10坪の土地を自分のものにするために対価を払ってそして経費を払って、何十万円にもなってしまいます。こういう行政手続きの、現代に合わない、いわゆる制度疲労の最たるものではないかなというふうに私は感じています。こうした手続きの簡素化といいますが、例えば、上位法に抵触しない範囲で賃貸借の条例を作るというようなこと。あるいは集落に払い下げる場合には責任も管理も一切任せるのだと。それだけ身軽になるわけですので、そうした条例の整備ができないのかなというふうに感じるところでございます。この点についてもお答えを願いたいと思います。

それから、市道の修理改良ということでございますが、いわゆるベト道から全部舗装になりましてしばらく経ちました。またこの地震によって下水道を敷設した道路を中心にかなり傷みが生じてきております。しかも消雪パイプの敷設が始まって既に最初の、極最初にできた消雪パイプについては老朽化がすすんで今後そうしたふせ替えですね、あるいは井戸の掘削、ポンプの入れ替え等々がこれから重要な市道の管理上の問題として浮き上がってくるのではないかなというふうに感じております。その際、やはりどうしても費用対効果ということで、多くある要望の中で取捨選択をせざるを得ない、今の財政状況の中ではそうした作業が必ずいるわけでございます。しかし、市道というのは私がいうまでもなく、これは基本的な社会資本ですので、特に合併によって危惧されている周辺地帯のいわゆる順位の低い市道、これらの修理が後回しになりはしないかなということです。私も一応一市民であると同時に地域の代弁者だという立場です。地域の皆さんからそうした心配がなされておりますので、こうしたことの整備予算についての一定の配慮ができないのかなというふうに感じております。

それから、市道の認定については、過去は交付税参入基準のひとつでありまして、申請があれば全部市道にしてしまえと、もとは町道でしたがね。しかし今はもう図面を見ると真っ赤になってしまったと。しかも交付税の算定基準が微々たるものになったということで、管理責任が伴いますので一概に全部申請が上がってきたものを認定、あるいは級をつけたところまでの認定が難しくなったのではないかなというふうに考えております。しかも認定基準といいますが、今定められている認定基準には、集落50戸以上の連絡道以上が1級市道だと、こういうふうに位置づけられております。先程の項目と関連するわけですが、勢い今の時点です、これから年々歳々担当課の方が変わり、失礼な言い方ですけども一生末代市長さんも井口さんではございませんので、そうした際に一定の配慮をする認定基準、これもあわせて、変更していただくことはできないのかな、というふうに考えておりますので、この点にご答弁をお願いしたいと思います。

2 県立高度医療施設の積極的取り組みを

2つ目のことでございますが、先ほど笠原議員が、高度医療施設の整備ということでご質問がございました。私は今までこの事については、県立小出病院が老朽化し、それに伴う建替え要請から始まっておったというふうに認識しております。それを県の保健福祉部で検討

委員会を立ち上げまして、そしてこの3月28日の結論に至ったと。したがってこれまで笠原議員と同じように私も、これは地域100年の医療福祉の原点ですので、これは県の事業として、地の利、それからエリアの中の最適地を県が選ぶべきだと。ましてそうしてくれるものだというふうに認識しております。ところが5月15日に県知事が来郡された折りに私もその講演を聞かせていただきました。笠原議員は白紙委任すればすぐ始めるんだというところからえ方をされたようですが、私はそうではありませんでした。地域の皆さんで、この高度救急救命医療に対してビジョンを持ちなさい、ビジョンを持てばすぐゴーサイン出しますよと、こういうとらえ方をさせていただきます。しかし、これは大変なことだと思いますね。位置から始まって病院の規模、それから運営方法、地域の関連する病院等々と、協議を市長の権限あるいは責任によって果たして、公正で将来に向けたビジョンが確定できるのかという部分で、非常にこれは市長の責任が重いのだなということをあらためて感じたわけですが、市長は所信の中で、この事業促進に対して精一杯やるんだということで述べられておりますし、補足説明で6月30日にこういう会を立ち上げるということでご説明をいただきました。しかしこの会議は、井口市長の名前で召集することはそうなるだろうとは思われますが、座長として取り組まれるのか、そしてこの会議の決定がいかなる権限をもつのか。この辺のご認識をひとつ市長さんからお伺いをしたいというふうに思っているところでございます。以上で1回目を終わらせていただきます。

市長 駒形議員の質問にお答えします。

1 市有財産（赤線、青線等）の払い下げ手続きの簡素化と市道の修理改良に際して周辺地域への配慮は

1点目の市有財産の払い下げ手続きの簡素化の件であります。これは、先程議員おっしゃっていただきましたように昔のいわゆる青線・赤線ですね、法定外公共物というふうにいわれているようですが、これをすべて市内のものはすべて市に払い下げを受けました。当初はもう1年ということだったんですけれども、何かちょっと年限を繰り上げてやらなければならない事態になりまして、すべて市の方に払い下げをいただいたわけでありまして、この機能管理につきましてはそれぞれの使用目的、例えば、行政区の皆さんにお願いしたり土地改良区にしたりあるいは水利組合にお願いしたりということがあります。ですので、そういう中での通常の維持管理的なことは、それぞれ使用頻度の一番高い皆さんにお願いをしていると。ただ、大規模的な修繕とか修理が必要になった場合、これは当然市が協力してやっていかなければならないだろうと思っております。

1番最初に触れられた、現場と図上の違いという、これはもう国調をやったところでもちょっと出ている部分がありますので、国調をやっていない山の部分とか、そういうことになりましてと相当あると思われませんが、ちょっと実態は把握できません。図面上ではわかりますけれども、では現場に本当にそのものが存在しているとか、長さが合うとか幅が合うとかという、これはちょっとわかりません。その都度現場で確認対応をしていかなければならないものだと思っておりますけれども、そんな状態であります。いわゆる今の、今ある図面上

ですべてをいただいたということでもあります。

それで払い下げ、借り受け、これらの簡素化ということで、これはもうなんといいですか、前に比べれば、何百分の一ぐらいにも簡素化をされております。従来でありますと、この機能管理は国から委託を受けていた県が行って、財産管理は国がしていたということでもありますので、例えば譲渡申請する時は、用途廃止は県の土木事務所へ申請し、売り払いの申請は国の新潟財務事務所が取り扱う。そういうことですので、例えばそれを売ってもらいたいなんていう場合も、売買の契約がきちんとしてできるまで数ヶ月、大体2、3カ月が短い方で、半年ぐらいかかっていたというのが今までの実例でありますけれども。今度はこの物件がそっくり市に譲与されましたので、機能管理も財産管理もすべて市が行えるということでもあります。ですから例えば、駒形議員さんが、ここの部分の赤線になっている部分はもう機能がほとんど失われていて、これをできれば買いたいといってもらった場合は、市の条例でこれを定めてありますので、市に直接もう来ていただければ数日単位で契約も売買もみな完了するということでもあります。すべて市がやれることになりましたので、手続き的には非常に簡素化されましたし、時間期間共に非常に短く済むということでもあります。

借り受けは条例によって市が許可するということになっていきますし、譲渡についても長い名前ですけれども、公共物用途廃止申請と市有財産売払申請、これを2つ出していただければすぐ対応できる。後々のトラブルが起きないようにということで周辺の皆さん方からの同意書、あるいは区長さんからの同意書等はいただいておりますけれども、これは後々のトラブル防止ということでもあります。そういうことですので、またご利用しなければならぬ分がありましたら、市の建設課の方にお出でいただければ簡単に手続きをさせていただきます。よろしく願いいたします。

消雪パイプの修理、市道改良、これは確かにまだ多くありまして、今、市政懇談会を終わったところでありますけれども、やはりその中で出てくる要望の中で、道路関係、消雪パイプ、除雪、この関係が一番多かったように私も記憶しております。そこでどこにどれだけの要望があるかというのを私もまだすべては存じ上げておりませんが、私の考え方は・・・合併して即座に私は後山と辻又に行って来たんです。合併して私が市長になってすぐですけれども。これはやっぱり一番合併について心配をしているだろうと。周辺部が寂れる、僻地が寂れるというその心配があるだろうということで行ってまいりました。そういう心配を全くしなくていいと。私は別に市街地の中を手薄くするということではありません。いわゆる周辺部が寂れる後回しになるということだけは絶対しませんと、これだけは申し上げてきましたが、これは優先度的なものもありますよね。それは大勢の人が通るから早く直せとそういう部分もありますけれども、それを理由にして周辺部の方に予算付けをしないということは絶対考えませんし、そういうことはやらないと。

まだこれは構想的でありますけれども、そういう修理修繕的な部分は、できうれば各旧町村単位ですね、東とか城内とか、そういう部分に年間、例えば1,000万円とか500万円とかです。そういうふうに地域に予算をおいて、それを今度は地域の皆さん方がそれぞれ相

話しあいながら優先度の高い所、あるいはそういう部分で消化をしていっていただくというような方法を考えないと、すべてを建設課あるいは農林課等に持ち込んでも、ちょっと現場の対応ができない部分もあるんです。

先般ある地区に行って要望箇所を全部上げてもらったのを3カ所ほど見ましたが、あれを全部頭の中に入れるなんていわれても、なかなか入らない。後程現場を確認しますということで担当課は行っているんですけども、ちょっとなかなか大変だなということでもありますので、そういう方法もこれからちょっと考えなければなかなか対応できないかなという気がしています。これはまだ構想段階でありますけれども、地域のコミュニティも含めて、ますます充実発展させていくということには、そういう方法も考えた方がいいのかなというように気がしております。いずれ具体化するようであればまた皆さんに相談申し上げながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、これからの投資的な部分についての考え方、これは道路とか水路ばかりではありませんが、もうやっぱり重点投資です。いつも申し上げておりますように、3本の道路を同じ年に同じ予算を付けて3年かけて終わらせるということはしません。3本のうちの1本は1年で終わらせる。2年目は2本目を1年で終わらせる。3年目は3本目を1年で終わらせる。というふうにやっていきたいと思っております。集中的な投資といえますか。投資対効果がすぐ形になってあらわれる方が、抜群に後の処理はいいわけありますので、そういう方向を考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

市道の認定基準に変更は全くありません。おっしゃったように、1級町道はこういう要件がある2級町道はこういう要件がある、これは残りますが、これは例えば私が変わってもいわゆる建設課の職員がすべて変わっても、この決まり事はそうそう変わるものではありませんので、あとになってこうであったということにはならないと思いますけれども、それはならないわけだと思います。認定基準を今ここでちょっと変更することは考えておりませんが、前段申し上げましたように、そういう周辺部分がこういうことにもよって寂れていくんだということだけは絶対しませんので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

2 県立高度医療施設の積極的取り組みを

高度医療。この救急病院の、最終的なその会議の内容と権限といいますか、これに質問が凝縮されていると思いますが、召集といいますか、呼びかけは今は私がさせていただきました。このもとは南魚沼市内に建設されることはほぼ決定しているということでもありますので、そういうことも含めて私から呼びかけをさせていただきました。では何の権限があるのかということではありますが、権限というか、そのよって立つところはこの間の知事の発言です。地元で場所、それから規模、それから既存病院との関連性といいますか、既存病院の扱いをどうするんだということぐらいは地元で決めてきなさいと。そこによって立つところでありまして、この会議でこう決まったから100パーセントそうなるかというふうにいわれれば、それはわかりませんが、そうなるような方向で努力したいと思っております。ですので権限を与えられたとかですね、そういうことではありませんが、これは知事の発言を私も裏付け

るために、県の医薬国保課長にもこの内容はちゃんと報告をしながら、知事の発言によってこういうことをやっています、こういうことをやっています、ですからきちんと県も対応してもらわなければ困りますということはお話し申し上げてありますので。ここで決定をしたということになるかならないかわかりませんが、地元としてはこういうことだということ、それを知事に申請するといいますが、答申といいますが、そういう方向にもっていかうこととあります。

先程笠原議員のご質問にお答えしましたように、ここでまたバラバラになるようでは、これはもう完全にこの基幹病院構想は白紙に戻ると、なくなるということだというふうに私も認識をしておりますので、どういう犠牲を払ってでもきちんとした方向を出させていただけたいと思っております。議会の皆さん方がどこまで、地域が2つに分かれておりますので、どちらかに行った時にどっちはどうだという議論が出るかもわかりませんが、なぜそこでよかったのか、どういう理由があるのか。これをきちんと裏付けないと、ただあっちとこっちの引っ張り合いでこっちになりました、では困るわけですので、きちんとした理論武装をしながら、位置の決定を詰めていきたいというふうに考えております。またいろいろご指導よろしくお願いたします。

駒形興一君 1 市有財産（赤線、青線等）の払い下げ手続きの簡素化と市道の修理改良に際して周辺地域への配慮は

1点目ではありますが、非常にこの払い下げによって簡素化ができた、というふうにおっしゃっていただきました。確かにそのとおりだと思います。しかし市民レベルで見ますとそうした手続きは時間がかかるかからないということ以外は、ほとんど専門職にお任せするということですので、案外ピンとこないと思うんですね。ただ、時間が早くできたから手続きが簡素化になったということだけでは、ちょっとインパクトがないのではないかなというふうに私は思います。

そこで、今ご答弁がなかったのですが、対価をどのように考えておられるのか、払い下げの対価。いわゆる、ただ払い下げますよというのではなくて、単価についてはどのように考えていられるのかというちょっとその点をお聞かせ願いたい。もしそれが、管理責任がなくなるとすれば、早い話が公平性をかんがみただ中で、ただの場合もあっていいのではないかと、いうふうな便宜もこの際はかられないのかなというふうに思っています。例えば、もう完全に屋敷の中に赤線が10メートルも入ったと。また集落の皆さんが、先程言いましたように、部落で事業をしたいと。しかしちょっとはみ出るかもわからない。そういう場合にやはり

地域コミュニティの話が出ましたので、これからはコミュニティの時代になりますので、そうしたもっと簡素化というか管理責任を伴って、あなた方やってください、ということ具体的にどうにかできないのかなというふうに感じましたので再質問させていただきました。

この単価についてと、いわゆる登記、土地家屋調査士頼んで、司法書士を頼んで手続きしなければならぬことを、市との賃貸契約であればいらぬわけですよ、お金が。そういう方法はできないのかと、考えていただけないのかということをお願いしたいと思います。

それから、市道の改良、消雪パイプ等々の要望は確かに多いと思いますし、周辺地域ではこれはかなり皆さんの心配される種だということで、今ほど重点投資あるいは話の流れによっては地域にそうした予算の分配も吝かではないというようなご答弁いただきましたので、大変いいことだなというふうに感じました。

そういうことで、限られた予算を配分する際に、どうしても、私が危惧することは、今市長がいわれたとおり これは大変前向きなご答弁でよかったと思っただけですけれども、今、市長さんはそういつてくれる。しかし、担当課が変わって、今度は塩沢と合併します。そうすると明らかに市道関係の認定基準といいますが、実際の認定されている道と、誤差が出てくると思うんですね。その際は見直しをする必要が 取り越し苦労といえそうですが、そういう必要性が出てくるのではないかなというふうに私は感じておりますので。その際に、今この認定基準は変更ないというご答弁でしたが、この1級市道は50戸以上の集落と密接に関係のある主要道路・連絡道路、とひとつの項目にあるんです。そうしますとそれ以下で採択をされている1級市道、いわゆる50戸以下の集落の連絡道については、将来格下げの憂き目を見ることになりかねない。そうするとその修理でも消パイでも、消パイの敷設であってもやはりその優先順位が下がってくると、こういうことにもなりかねない、という危惧がございます。ですのでこうした50戸以上とか、20戸以上という条項を廃止してはどうかというふうに考えるところであります。これがあることによって、要するに脚切り状態になっては困る、こういうことをいいたいわけであります。この点についてもう1点お願いしたいと思います。

2 県立高度医療施設の積極的取り組みを

それから、県立病院のことではありますが、ぜひその事業促進をはかっていただきたい。国も県も今、財政事情は本当に火の車をとおり越してもうあっぴあっぴという状態で、県もはっきりゴーサインを出せないのは地域のせいだと言ったり、何だかんだ言っていますけれども、私はやはり財政的な問題だと思っています。しかし私事ではありますが、私はこの1年間に大和病院を含めて家族も含めて4人高度救急救命センターの世話になっているんです。そして紹介先によっては、もう癌センターはいっぱいだと、なかなかベットが空かない。そうしますとこの地域はもう長岡日赤か新潟大学病院、こうなります。そうすると、重篤な患者の場合には、完全看護とはいいながら、やはり家族の付き添いがなかったらだめなんです。重くなったら必ず来てくださいと、逆になります。そうした場合の経費負担、これはここにおられる皆さんどなたがそういう目にあうかわからない。

そうしたことを考えますと、今の三次救急救命室では足りないのです。絶対数が足りないんでね。そういうこの三次救急救命の県内のエアポケットなんです、ここは。したがってこれを造るということでもありますので、この必要性については私がくどくど申すよりも市長はよくご存知だと思うんですが、これは経済的な問題ばかりではないんですね。それは経済効果が抜群ですけれども、それよりもやはり、合併に際してもこれは一番住民の皆さんが求めたことは保健医療福祉の充実なんですね。そういうことでもありますので、これについてど

のような取り組みをされるのか、皆さんが固唾を飲んで見ているところであると思います。

そういう意味で、私は先程言いましたように、適正な位置を規模を運営方法をビジョンを示せというのなら示す。私は白紙委任であっては先へ延びるばかりだというふうに感じます。そういう意味で責任あるなしに関わらず、大変失礼な言い方で申しわけなかったですが、これはひとつ大きな責任を持ちながら、早期、県にひとつネジを巻くと、そして早急にゴーサインを出していただくという仕事を、ぜひお願いしたいというものであります。

言いたいことはいっぱいありますが、だいぶ時間も経ちましたので、以上で終わります。

市長 1 市有財産（赤線、青線等）の払い下げ手続きの簡素化と市道の修理改良に際して周辺地域への配慮は

再質問にお答えいたしますが、1点目の払い下げの際の単価ということでありまして。これはやはり原則として近傍類似であります。場合によってはどういうことがあるかわかりません。場合によってそれは無償譲渡ということもあるかもわかりませんが、原則は近傍類似の単価でお買い上げをいただくということでひとつご理解をいただきたいと思っております。

登記関係、これも当然買い手負担でありますのでお願いしなければなりません。そういうことを免れるために貸借というこれはこれでまた結構だと思っております。お借りいただくのであればまたそれなりの使用料をお支払いいただいて、ご利用いただくということになりますので、それはまたそれぞれの考え方の中でどちらでも結構であります。できればですね、用途のほとんどないもの等は、できればそれはお買い上げいただくのが一番ベターかというふうに考えております。

2番目のこの市道の認定基準であります。塩沢を含んだ場合、それからこれからの、その地域地域の衰勢によってですね、例えば50戸以上あった時で市道認定されていたんだけど戸数が減って25戸になった。じゃあこれは1級市道から外すのかというそういう問題も、確かこのまま基準をきちんと確たるものだというふうにして守っていれば、それは問題が出るのかもわかりません。これは担当課とよく相談をして、そういう問題が生じた場合の処置とかですね、いろいろ考えられると思っておりますので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

2 県立高度医療施設の積極的取り組みを

基幹病院につきましては、もう全く駒形さんのおっしゃるとおりでありまして、助かる命も助からないということも当然あったわけでありまして、1日も早く整備をしてもらおうと。当然私どもは、さっきも言いました、県立が一番いいんだという考え方に変わりはありません。ありませんが、県の方がどういう形で建設をしていくのか。一部事務組合的なこともあるかもわかりません。それらはまだ全く出てきませんので、何よりも早く、この地域としての主体性を持った位置、規模。それから既存病院との関連の話ですけれども、これはやっぱり、ちょっと踏み込みますが、県は、今ある県立六日町病院、小出病院は、この基幹病院がどこにできるかは別にして、できれば、建設をされれば当然この病院を地元自治体としてどう思うんだと、いうことは投げかけてくるに決まっています。その際、では私どもは

今の県立六日町病院を市立病院として迎え入れるんだとかですね、いや全く民間に譲渡してもらっていいんだとか、いやこの程度の規模でどうしても県で持っていてもらわなければならないんだとか、そういうことまで含めて、意思表示をしなければなりません。その辺が非常に厳しいところではありますが、それもこれも場所が決定していけば、だだっど流れていくものだというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

駒形興一君 終わります。

議 長 以上で19番・駒形興一君の質問を終わります。

議 長 休憩をします。3時5分まで休憩をします。

(午後2時50分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後3時05分)

議 長 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

質問順位7番、議席番号24番・関 忠良君の質問を許します。

関 忠良君 地域審議会の設立と今後の方針について

それでは私は、今回は地域審議会に関連して、ご提案それから要望を含めて4点にわたって市長の見解を求めたいと思います。

その第1は、地域審議会のことでありますけれども、分庁方式で合併から出発して7カ月が経過したわけであります。市民の中にはこうした行政の新しい体制についてかなり認識されてきつつあるのではないかというふうに私は思っております。そうした中で特に振り返って見ますとこの合併の前の住民説明会におきましては、一番皆さんから出された意見というのが、やはり行政が広域化してそして地域住民の要求あるいは役場がなくなって地域が疲弊するのではないか、あるいは行政サービスが落ちるのではないかというようないろんな不安といえますか、そういう意見が一番数多く出されたのは市長もご存知かと思えます。

さて、こうした中で、質問の第1は、現時点でどのような問題点が出ておられるのか。それから地域審議会は会長・副会長も選任されたようでありますけれども、今後の開催予定を含めて、その所見を伺うものであります。

2番目の問題は、この地域審議会。住民説明会の中で出されたいろんな意見、心配は、とにかく地域審議会ができるから大丈夫なんだと。皆さんの意見はちゃんとそこで受け止めるんだという説明であったわけであります。しかし、あらためてこの地域審議会の規約と目的を見ますと、第1番目は新市建設計画の変更あるいは新市建設計画の執行状況。3番目として地域振興に関わる基金の活用の動向、さらに4番目はこの基本構想の変更作成、そしてその他5番目に市長が必要と認められる事項というふうになっております。この規約上から見ますとですね、この委員会の任務というのはやはり市長の諮問が主体であります。したがって地域住民のいろんなさまざまな要望を、どういうふうに取り上げ吸収し行政に反映するかという点では、ひとつ一歩脇へおいているのではないかというふうに私は解釈をせざるを得ないわけであります。

しかも、この地域審議会については、六日町旧地区はその必要はないということで設置の予定がないと聞いております。そこでこれから編入合併される塩沢町は今後どうなるのか、お伺いしたいと思います。同時にこの期間が、平成27年の3月31日までになっているわけでありまして。したがって基本構想がある一部では論議され、ある一部では取り上げられないという形がもし全地区で設置されないとするならば生まれてくるわけでありまして、この点について市長はどのように対応なさるのか、問題は残らないと考えておられるのかお伺いしたいと思います。

3番目の問題は、先程いみじくも市長が19番議員にご答弁がありましたように、住民が主役の町づくりとして自治の基準単位というのは集落。あるいはここでは藪神、大巻地区と書きましたけれども、先程の東地区のように、ある面では予算措置をしてそして現場対応に任せるといようなご答弁がありました。私はそういう点ではやはり市長も考えてるなという点で非常に安心して先程の答弁を聞いたわけでありまして。

今、旧地区の中でも、なかなか世代交代が進む社会の中で、地方の役員、地区の役員になり手がないとか、あるいは変則的な勤務で会議になかなか出られないということで、非常に会議や地域のまとまりというか行事というものがやりにくくなっている。今年どうなるかわかりませんが、藪神地区区長会の中では、藪神では今年は町民運動会をやめる事を提案するんだというような話も聞こえてくるような状況でありますけれども。私は本当に自ら治める自治というものは、やはり地域力を高めるといことが大前提であるというふうに考えます。そういう点で、私は公民館とか分館でも何でもいいですけど、私は職員を配置しろとは言わなくても係を置いて、そしてその区長会を中心に、各種団体といろいろな協議をする機関を作って、その地域の要望を取り上げていく。それを職員から自ら行政の側から作り出していくという体制が、私は広域合併の中でどうしても必要になってくるのではないかというふうに考えるわけでありまして。この点についてひとつ市長の所見を伺います。

4番目の問題は、新庁舎の建設の問題であります。この新しい将来構想の諮問機関ということになりますと、やはり建設計画の柱は新庁舎の建設であろうと思います。しかし、この分庁方式で出発した、これはまだそれから7カ月しか経っていないわけですけども、行政側からしてくるとどういことでしょうか。そろそろ市長もこの新しい議会構成が発足したら、この検討に入りたいという先般の発言もありましたけれども、この点について基本方針の大きな変更というふうには私はとらえざるをえないんですけども、こういう点をどういふうに理解したらよいか。この4点をまず最初にお伺いして、市長の答弁をお願いしたいと思います。

市長 地域審議会の設立と今後の方針について

関係議員の質問にお答えいたします。1番目の地域審議会の現時点での問題点、今後の開催予定ということでありまして。ご承知のように大和地域の、大和には地域審議会を置くということで合併協議で決定しておりましたので、先般第1回目の審議会を開催させていただいて、会長、副会長、そして今後の予定等を定めたとところであります。これは本来でありますと、

この地震、あるいは塩沢町との合併等が生じなければ、もう昨年内ぐらいに本来は開いて、できうれば17年度の予算のなかに、この地域審議会の皆さん方のご意見と申しますか答申内容を生かしていかなければならなかったわけでありまして、これによって若干遅れまして、17年度予算の中には地域審議会としてのご意見は一切盛り込めなかったということとであります。

今ほど触れました第1回目の会議で、今後の方向が確認されておりますけれどもこの予定といたしますと、平成18年度予算に向けてこの8月から9月にもう1度大和地域の地域審議会を開催する。そしてこの審議会では新市建設計画に基づく、大和地域のみの部分についての答申と申しますか事業優先度、これらをご意見いただくということとあります。

そういうことですので、庁舎の建設だとかあるいは市全体に関わる事業についてのご意見はいただきますが、その他、六日町、塩沢地域に特定される部分についてはこれは大和地域の審議会の皆さん方は、ご意見をいただかないというか、そこまでは言及できないということになっておりますので、大和地域に限ったというふうにご理解いただきたいと思います。

これは議会との二重構造にならないかという話も若干はあったわけですが、これは全く二重構造ではありませんで、地域審議会は決定をするわけでもありませんし議決もいたしません。先程議員おっしゃったように、諮問的な要素が非常に強い部分でありますし、あとは検証、それらもしていただくと思っておりますので、今のところ問題が生じるというふうには私は考えておりません。

2番目の、六日町と塩沢ですが、塩沢町につきましては合併協議の中で塩沢地区にも塩沢地域の審議会を置くということに決定しておりますので、塩沢地域は当然地域審議会が設置をされるということとあります。六日町地域はこの協議の中で、ある意味では私は必要かなという部分はあったのですが、旧六日町の議会の皆さん方の中では、この地域審議会はいらぬ。総合計画の中できちんとした対応をしていけばそれで問題はないんだということとありまして、六日町地域には地域審議会を置かないということになったわけとあります。ですので、なくていいか悪いかということになりますと特別悪いということではありませんけれども、ただそれが無いことによって六日町地域が新市建設計画の計画自体、計画実施自体が遅れるとかそういうことはあってはならないわけとありますので、総合計画審議会の中で六日町地域についてはまたご意見を相当いただくということになっていこうかと思っております。

いずれにしても、塩沢地区も大和地区も予算執行に対しての要望的な部分、私の諮問に対する答申をいただくことになっておりますので、それらを尊重しながら地域の、なんと申しますかね、配分に私も留意をしながら、どの地域が特段突出したとかということにならないような方法をきちんとしていかなければならないと思っておりますので。問題は生じないと思っておりますけれども、私は今でも本来はあった方が良かったなという自分の考えを持っております、六日町地域につきましては。ただ、問題は生じないと、生じさせないというふうにはやっていかなければならないと思っております。

3番目の、担当職員を配置しての自治、地域自治組織ということとあります。これは関議

員ご承知だと思いますが、旧六日町は社会教育課、公民館の中に各地域の担当職員を置いたわけですね。城内の公民館分館の担当はこれこれとかですね、大巻分館はこうだと。五十沢分館。六日町は分館がありませんでしたので本課で対応していたということでもあります。これをやっぱり後退させてはならないというのは私の基本的な考えであります。ですので大和地域はそういうことがなかったわけですから、これからそういう方向を作っていかなければならない。もうひとつ、塩沢地域は今どうなっておりますか、私はまだごく定かではありませんけれども、もしないとすれば、やはりそういう方向を模索していかなければならない。ただその分館ごとに職員をそこに配置を 例え城内分館では城内の開発センターに職員を置くかどうかという、ここまではちょっとまだ考えが至ってはおりませんが、担当の職員は配置しなければならないというふうに思っております。そしてその職員を中心にあるいは公民館長という分館長ですかね、そういう皆さん方も地域にいらっしゃいますので、その皆さん、そして分館の協議員、あとはその地域地域の区長さん方も含まれますけれども、そういう皆さんと協力をしながら、その地域地域のコミュニティをきちんと作り上げていきたい、いつていただきたい。やっぱり独自の何といいますが、地域作りも進めてもらって結構だというふうに考えております。その集合体が南魚沼市だというふうに私は考えておりますので、その職員をどう配置するかというこういう事も含めたり、あるいは先程駒形議員に答弁申し上げました、その地域地域に予算配分をした方がある程度地域の自主性が活かせるのか、その辺も含めてこれからきちんとした検討をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

新庁舎であります。これは大和・六日町の合併の際は当然であります、当面はこの庁舎建設は考えなくていいと。ずっと後になって考えるということであればやはり中心、大和地域と六日町地域の真中辺りにおく方が一番いいのではないかというような答弁をした、私も覚えもあります。ただこれは基本的な方針の変更ではなくて、塩沢町さんが結局編入合併で入ってくることになったわけですので、状況が変わったというふうにご理解いただきたいと思っております。そして先般、議会の皆さん方にも一応の考え方、職員、課の配置とかですね、それをご説明申し上げましたが、非常にやはり不合理であります。これを長く続けていくということはやはりうまくない。全く合理性が出てきませんし、合併による行財政の改革的な部分にも非常に支障が出るということでもありますので、この塩沢さんの合併を機に庁舎建設を検討させていただきたい。その時期は新しい議員の皆さん方が10月に誕生いたしますので、その後、議会の皆さん、そして関係の市民の皆さん方も含めた検討委員会を立ち上げて、極力早めにその建設に向けた方向を出したいと、出していただきたいというふうに考えております。これは全くもって状況の変化というふうにご理解をいただければありがたいと思っております。事務的な準備にはもうそろそろ入ろうというふうに考えておりますので、また皆さん方からご理解いただきたいと思っております。以上であります。

関 忠良君 地域審議会の設立と今後の方針について

この第1の問題ですけれども、8月から9月に18年度の予算措置を含めて開催したいと

いうご答弁でありましたけれども、私は現在今、地域に出されている新たな問題点はどのような事ですかという質問をしたのですが、その答えがありませんでした。しかもですね、この庁舎とかそういう特別の地域だけでない問題は別だというようなことでありますけれども、そうすると地域の問題であるための全体の問題であるわけですので、結局は市長が諮問した内容しか答えられないという機関になっては、私は意味がないと思いますし、特に住民説明会で合併前にいろいろ出された中では、地域住民の要望とかそれから問題点を掌握する受け皿になるという、その組織との関連ではどういう任務を果たすのかという点が、非常に不明確になっているのではないかと思うのです。この点についてどういうふうに市長は考えておられるのかお伺いしたいと思います。

特にですね、市長は行政懇談会を28会場やられました、春に。私はこの努力に非常に敬意を表しているものでありますけれども、いずれにしても塩沢町が合併した場合は多分行政区が250近くなると思うんですね。そうするとかなりの努力をしても、やはり本庁方式だけでは住民要求にこたえられないという、私は、広域合併これは窓口対応が悪いとか職員の努力が足りないという意味ではなくて、行財政の効率化という中で必ず派生する問題だというふうに私はとらえるわけです。

したがって先程も言いましたように、それに代わる、補填措置は何かという事をやっぱりこれからの行政の中で新しく採り入れていかなければならないというふうに私は思っているわけでありまして。特に理想的な行政の範囲というものは、高齢者が歩いて行き、そして歩いて帰って来られる距離。これが本当に地域の実情がわかり顔がわかり、本当にコミュニティが非常に大事にされる、そういう行政範囲だというふうに言われているわけですが、やはり広域合併になるほど、行政と地域住民の顔の距離は離れてしまう。これはあんまりいい例ではないんですけども、農協でいろんな不祥事が生まれています。やっぱり職員と市民のあるいは農家の、その顔の見える関係というものが遠くなった証拠だというふうにあるは、私はある一面では考えているわけですが、

そういう点で、私はこういう状況になって6万5,000の市ができた以上、広報で正しく伝えるとか、あるいは分庁方式であっても支所方式であってもいいんですけども、とにかく総合市民課を通して、すべて受け入れるというようなご説明が返ってきます。けれども本当に市民のそれぞれの地域の要望というのは、困難な問題、プライバシーに関わった困難な問題ほど、やはりなかなか相談しに自ら分庁舎とか支所に出向くことは非常に困難なわけです。そういう点を補填する意味で私はこの2番目の問題として、市長もいろいろな予算措置を含めたことを考えておられるようですが、それを特に六日町は既に実践しているということですので、あわせてそういう点をさらに具体化していただきたい。逆にそのあり方については、地域審議会の中でもやはり論議ができるように、ひとつ市長も諮問していただきたいと思います。

それから、庁舎の建設の問題で、基本方針には変わらないんだというご答弁でありますけれども、私は非常に納得しかねない答弁なんです。だって、住民要望に応えるために、不都

合であるけれども分庁方式でやるということで7カ月前に出発したんです。そして当初は塩沢と3町合併から出発したんですよね。たまたま2町から塩沢が3町に加わった。抜けていただけで、最初は3町で出発したわけですよ。したがって、本当に行政の側からすれば、確かに非効率的であり経費もかかる。会議も2重になる。わかります。ただ住民の立場からすると、支所で用事が足りる、そういう支所充実機能を評価してほしいというのも住民の要望だったはずなんですけれど。したがって私あらためて、もし塩沢と六日町が・・・六日町と塩沢と大和のこの3町の中で、本庁はどこにあるかは別として、支所にはやはり助役級のきちんとした職員を配置して、即刻答えられるような体制、住民サービス作って欲しいということであらためて要望しておきたいと思いますがどうでしょうか。

それから、庁舎の問題は別とか、この問題は別だと、そして私の諮問をした事以外は討議しませんということになると、一方交通になりますので。もっともっとやはり委員の自発性を含めたこと。そして塩沢もたまたま地域審議会ができるということになりますと、塩沢からの要望もあがってくるはずでありますからその関連と、例え六日町はないとするならば、議会としてどういう地域審議会と議会の関係はどうなるのか。こういう点も交通整理をする必要があると思うのですが、あわせて市長の見解を求めます。

市長 地域審議会の設立と今後の方針について

答弁申し上げますが、この地域審議会、地域内における新たな問題点はどこに出ているかと。特別、合併をしてから新たな問題点というのがどう出てきたかというのは私は認識をしておりません。特別新たな問題点ということを経験に、なんといいですか、そういう地域の皆さん方の思いを聞こうとそういう思いで、それぞれ特に大和地域につきましては、20カ所をまわらせていただいたわけでありまして。その中で市民の皆さん方から出される声というのは、まあまあおおむねこの地域の中のまた集落部分に限った問題が非常に多く出ました。消雪パイプの水の出が悪いとか、除雪のやり方が悪いとか、そういう事が非常に多くあったわけでありまして。それはその年の年でいろいろ問題点が出ると思っておりますので、特別これはというような新しい局面があったわけでもありません。まして地域審議会という部分になりますと、先程申し上げましたように、私が諮問する、それはそういうことではあります、ようは大和地域の審議会というのは、大和地域における事業の優先度、これらに対してお答えをいただいたり、あるいは新市建設計画の中の事業の優先度といたしまして、そういうことを答申いただいたりということではあります。

議員さんがちょっと触れたその、議会との関係というのは全く心配する必要もないと思っております。どうも私が議員さんのおっしゃることがよく咀嚼ができない部分があるんです。そこまでどうも考えが及ばなくても大丈夫なような方向だというふうに、私自分で考えておりますので、ちょっと関係議員さんのご心配になっている部分がよく理解ができないところがあって申しわけないんですけれども。ようは地域審議会が一番の役目というのは、特に大和地域の皆さん方は合併に至るまでの間の説明会等の中で、中心部と周辺部の地域格差が生じるのではないかと、このことが一番大きな意味での不安だった。これは確かに六日

町地域もそういう問題あったと思います。そういうことも含めて、やはり大和には地域審議会を置いて。そうなりますと今度是对六日町地域という部分も出るのかもわかりませんが、中心部にばかりそういうふうに目があたって、地域が周辺部が寂れていくようでは困るというそういう目付け役も当然やってもらわなければならないわけでありまして。そして次年度の予算、次年度の予算にきちんと生かすような提言もしていただきたいわけでありまして。それがどうも心配なされる部分というのがちょっと私わかりませんので、もしあれでしたらもう一度お聞かせいただきたいと思います。

あとその後に触れまして、六日町の分。ですから六日町は地域審議会をおかないということでありまして、これは総合計画審議会の中でのご意見、あるいはそれぞれまた区、区長さんを通したご意見、議員の皆さん方を通したご意見、私は私なりに考えている部分。これらを合わせれば、六日町だけがどうも地域審議会を置かなかったから非常に不利であった、ということにはならないようにしていかなければならないわけでありましてけれども、ならないんだというふうに考えております。

庁舎の件でありますけれども、これは、状況が変わったということをご理解いただけると思うんです。そして、これはやっぱり市民のための建設にならなければならないわけなんです。私が今申し上げたのは、結局その新しい庁舎を建設することによって、行政部分のスリム化がきちんと進むということでありまして。無駄とは申しませんがそれを建設しないことによって抱える費用と、そしてそれを建設することによって削減される費用、これを考えればもう建設をしなければ当然その行政部分の改革ができていかない。そして大和と塩沢の庁舎を全部そっくりなくするという事ではないんです。支所機能はきちんと持たせなければならない。

そしてさっき触れましたそのまた分岐点の中に地域地域の、六日町で言えば開発センターでありますけれども、そういう部分をきちんと生かしていきたいと。こういうことですので、何ら地域の皆さん方が不便になったり疎遠になったり、そういうことは私はありえない。前よりも、特に大和地域におければ、いわゆる公民館部分の中での活動が今度ではできていくわけでありまして。市民の皆さん方はわざわざ大和庁舎まで行かなくなると、藪神なら藪神のその地域の拠点の部分に行っていたらある程度のことができる。それはしかもよくなるわけでありまして全然心配要らない、というふうに私は考えておりますが、またご意見が違いましたらお願いしたいと思います。

支所の機能は拡充、今以上の人数を置けなんていう事はできません。ただ責任体制は、助役級なんてわけにはいきませんが、そんなことすれば助役を3人も4人も・・・それはだめですが、相当のやはりそこでの権限を持たせなければ置いた意味がありませんので、いちいちいち本庁舎に来ていなければだめだなんてことには絶対なりえません。そういうふうに機能強化はしていきたいと思っております。以上であります、また何かありましたらお願いします。

関 忠良君 地域審議会の設立と今後の方針について

私の質問のやり方が悪くてご迷惑かけましたが。ようはですね、地域審議会の任務というのは、私は当初はやはり地域のいろんな要望や悩みや問題点を取りまとめて、そして行政に反映していくんだという組織であろうなと思っていました。ところがそういう事との規約上の任務と目的がちょっと離れていたもので、そういう中で地域の問題だけに限るということになると、やはり今言ったように庁舎問題は別、あるいは基幹病院は別なんていうことになると、なかなか非常に受身的な組織になるのではないかというふうに考えたから質問したわけでありまして。私は何よりも、今回の質問の一番の重点である3番目の問題、本当に住民が大事にされる町づくりの中で、支所がその分館的な機能を生かしながら、職員を配置されなくても担当職員を置いて、そしてその地域振興にその職員を配置するという点について、本当に期待をして私の質問を終わります。

議長 以上で関 忠良君の質問を終わります。

次に質問順位8番、議席番号7番・樋口和人君の質問を許します。

樋口和人君 では、この度一般質問ということで2つの項目を挙げさせていただきました。2つとも分けてあるのですが非常に密接に関係しているといえれば関係していることなんですけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

1 予防医療の更なる充実を望む

まず、予防医療の更なる充実を望むということですが、これにつきましては、現在も南魚沼市では乳幼児の検診に始まって住民検診、あるいは人間ドック、事業所の検診、各種癌検診、ということで充実した検診が実施されていますし、特に大和にあります健友館の人間ドックについては、1日に20人から25人、年間で4,500人近くの市民が利用しているということです。また今年度からは人間ドックの受診をする際には、補助も今までより範囲を広げてもらったということで、大変ありがたいことと感謝しているところです。そしてこのことが病気の早期発見、早期の治療に役立っていることは言うまでもないことだと思います。ですがこれをもう一歩進めて予防医療、つまり、病気にならない健康な身体づくりに発展させていければと考えています。健康な身体づくり、早期の治療ということも含むわけですが、このことについては合併前の一昨年の9月の一般質問でも提案したことなんですけれども、検診をして、各自、各個人の身体の状態を知って、医師の指導のもとに食生活、あるいは運動といったことを、保健士の方なり専門の方々から指導をしてもらいながら健康づくりをしていく。また病院での治療とあわせて、運動して体の調子を整えていくといったことができないか、そんな質問だったと思っています。もちろんその当時も保健士の方がそれぞれ健康診断の結果について丁寧に説明をしてくれて、また食事などの指導、あるいは運動などを取り入れた生活をとということをしていていましたけれども、もう少し踏み込んだケアができないかと考えていたところです。

そんな考えでいたわけなんですけれども、先程ゆきぐに大和病院に併設されている健友館での人間ドックのことに触れましたけれども、ここでの事業に「健康やまとびあ」というのがあります。これは平成元年に始まった事業で、2泊3日で薬用植物園での薬草の体験です

とか、郷土料理の実習、あるいは相対法の健康法、人間ドック、それから生活栄養相談、健康講話、健康道場など。またトレッキング等多彩な内容の中で、夜は地場の作物にこだわった懐石膳を楽しむといったような事業で、本当に健康と申しますか、健康診断、人間ドックとその後のケアをきちんとしていく、こういう事業になります。本当に短期の事業なんですけれども、それぞれの個人個人の健康づくりを進めるために、非常に丁寧な素晴らしい事業だなというふうに感じたわけです。

ただこの事業は、町民、始まった当時は町民、現在は市民ですけれども、こういったのを対象とした事業ではなくて、町外の方々、市外の方々を対象とした事業です。ですので、その事務局は今のところ商工観光課の大和分室にあるといったような状況です。この事業は当初、年間200人ほどが参加していましたが、最近は40人程度になってしまったということで、少し残念に思っているところです。先程も触れましたが、ここで考えてみますとこの事業は、医療と観光とをあわせた、といったようなことへも気が付きました。

実は先程来ちょっと話が出ていますけれども、5月の15日に泉田新潟県知事が来た時に、観光と医療をあわせたと申しますか、その前段で新潟県は健康の県を目指していくんだというお話があった時その後に、最近PETでの癌診断、癌検診が流行っていると。それも観光とその検診を一緒にしたツアーが大変人気であるというようなお話をされました。

実は私はそのPETということがちょっとわからなかったので調べてみました。皆さんご承知かと思いますが、せっかく私調べましたのでちょっとお話ししますが、最初はそれこそ犬とか猫のそういったペットですね、そういうペットと一緒に健康診断を受けるツアーかなんというふうに思っていたのですが、調べてみたらそのPETというのは、ポジトロンエミッショントモグラフィという、放射線を使った癌の検診をする、こういった検診の略だということだそうです。現在それぞれ癌の検診、当市でも行われていますけれども、胃癌・肺癌・大腸癌検診、それから女性ではこれに子宮癌ですとか乳癌の検診が加わりますけれども、それぞれ別の検査で行っています。それが、このPETの検診、これですと全身の癌を一度に検診をできる。それも1センチ以内の癌、その小さな癌から検診と申しますか診断が可能だということですし、また着衣、病衣と申しますかそれを着たまふOGといわれます検査薬を注射をして、CTのような装置の中に20分ほど寝ていますと撮影をするだけで苦痛がないというような検査だそうです。この検査薬ですけれども、これはブドウ糖の一種ということで、このブドウ糖の検査薬の中に放射性の元素が含まれていて、その放射性の元素を癌細胞がそれを取り込むことによって画像として出てくるということです。

この検査薬ですけれども、ブドウ糖の一種ということですのでこれは体には害はないと。また放射線が入っているということですが、これは今までのCTですとか胃のバリウム検査の時よりも被爆量が少ないというようなことのようにです。またこのPETですね、これは癌だけではなくて、脳の機能ですとか心機能の検査も一緒にできるというような大変優れた装置だということです。ただ、すべてと言いましたけれども、腎臓ですとか膀胱、それから前立腺といったものにはちょっと適さないというような意見もあることはあるそうです。

いずれにしても癌の大きさが1センチ以内ということで、この1センチ以内の癌、またそのほかに転移していない、あるいは自分自身がその癌による自覚症状がないと、こういった癌は、今現在、超早期癌ということで、現在の癌の治療方法においては各内臓、臓器の機能等々を損なわないで治療することが可能だということだそうです。

このPETの装置なんですけれども、新潟県内では今のところ長岡の立川総合病院、ここへ放射線クリニックPET画像診断センターというのがありまして、新潟県内ではここが1カ所唯一持っているだけだそうです。近隣でいいますと富山、石川、この辺もそれぞれ大学病院で1台ぐらいずつ持っているぐらいではないかなということなんです。先程話をしましたように、PETの診断と観光を兼ねたツアー、こういうものが実は非常に流行っているんだと。中には調べてみますと海外まで行ってですね、観光してゴルフをしてそれで体をいろいろ調べてくるというようなツアーがあるということなんです。

それで実は私はそのPETの診断、そうは言ってもこの機械がどのぐらいの値段をするのかもわかりませんし、ただ、かなり高価なものだということだそうです。またそのPETの診断装置を扱うにあたって、その付帯の設備ですとか、また、今例えばゆきぐに大和病院でこういったものを入れた時に、スタッフの方が、今現在いる方々で間に合うのか、あるいは間に合わないのか。また薬にしても今言ったように放射性元素の入った薬を使用するといったことですので、そういった問題点もあるわけなんですけれども。たまたま大和病院のお話をいろいろ聞きましたら、今CTの機械がどうも大変古くなって買い替えも考えなければいけない時期に来ているというようなお話もありました。それで先程来私はPETということをして話をしていますが、ここで出てきたのはCTということなんですけれども、今ここで医療と観光をくっつけたように、最近ではPETとCTを一緒にした機械も出ているといった中でCT、いわゆるエックス線コンピューター断層撮影装置ですね、こういったものも一緒にくっついた機械がもう出ているというようなことですので、ぜひそのCTの買い替えの際、こういったPET-CTといった機械の導入も考えていただけないかというふうに考えています。

そしてこのPETの診断装置、PET-CTですけれども、この診断装置を、PET診断といったものを先程言いました「健康やまとぴあ」のひとつのまた目玉として、新たに新潟県内、県内外からのそれぞれ観光を兼ねた健康増進ツアーといったものを考えられないか。特に前の議会でもありましたが、新幹線2010年問題もありますけれども、JRとのタイアップで浦佐に新幹線が停まるわけですけれども、この新幹線を利用するツアーを首都圏、あるいは姉妹都市の皆さんにアピールしていったらどうかということなんです。

もうひとつは、現在、「健康やまとぴあ」これは健友館の職員の方々が、患者さんといえますかお客様といえますか、この方たちの検診のお世話、あるいは観光の分野のお世話までと、本当に献身的に一所懸命世話をしていただいているということなんですけれども、やはり医療の部分と観光の部分は私は分けて考えるべきだと。それによって、医療の部分は今までのやまとぴあ、健友館の職員の方々にお願いをする、あるいはゆきぐに大和病院の方々にお願い

いをする。それで、観光の部分については、今まで浦佐地区の旅館の方々を受け入れをしていただいているということですが、今度南魚沼市といったことになって、六日町の旅館、あるいはホテルなども利用することができるといった中で、よりその観光としての広がりができるというふうに考えています。こういったことで「健康やまとぴあ」この事業をもう1回南魚沼市の目玉として考えていく、あるいは充実させていく、見直していくということを私は考えますけれども、市長の見解をお聞きしたいと思います。

こういった高度な医療機器を導入してですね、病気の早期の発見、あるいは早期の診断といったことも、市民の健康、あるいは予防医療への関心を高めると考えますし、予防医療ということが自治体病院の私は大きな役割であると考えておりますが、市長のお考えを伺います。

2 魚沼地域の基幹病院について

次に、魚沼地域の基幹病院についてであります。これは先程も笠原議員、あるいは駒形議員からも話がありました。ちょっとあとなぜになりますけれども、このことについては施政方針の中で市長も触れております。ただ私はちょっと、その触れ方といいますか、物足りなさを感じてしまいました。といいますのは、確かにこの病院というのは県が主体で行うわけですし、位置的な問題でも私は内部といいますか近隣と引っ張り合いをする、そういったものではないというものだと思います。ただこの南魚沼市というところには先程も言いましたように、ゆきぐに大和病院、それから城内病院、そして今度は塩沢には診療所もということで、自治体病院を我々の市は抱えるわけです。先程も駒形議員の話にありましたけれども、これらはやはり私どもが抱えている市立の病院、こういったものを総合的に有意義に機能させるあり方、これらを南魚沼市として医療への取り組む計画、ビジョンですけれどもこれを立ててそれに沿って、逆に魚沼地域の基幹病院はこういう病院にしてくれというぐらいに、県に提案していくべきだと私は考えています。

この南魚沼市のその医師不足という問題もありますけれども、やはりお医者さんですね、来て下さいといった中でも、基幹病院ができなければ、市立の病院等々の今後のあり方がわからない。何年後には来ていただいた医師の方の立場といいますか、せっかく来てもらってもまた医療再編の中で立場的にきちっと身分が保障されていないというような、やはりそういった不安もこちらに来ようかという医師の方にはどうしても考えが出てくると思います。そういった中でも私どもはこうするんだと、来てくれた医師の身分はきちっと保障して、その上で県立の病院には、こういった病院をつくってくれということで働きかけていくんだ、といったやはり積極的な態度があるべきと考えておりますが、その点についても市長の見解をお伺いします。以上です。

市長 樋口議員の質問にお答えをいたします。

1 予防医療の更なる充実を望む

この予防医療のさらなる充実という部分であります。ゆきぐに大和、これは16年実績で年間4,344人、この人間ドックを実施しておるそうであります。今年度に入ってから25

人定員がほぼ満杯の状態です。検診部門を担当している健友館では住民検診、事業所検診、政管健保も併せて行っていることから、ドック営業日、土曜日も含めて190日で計画をしていると。したがって、体調不良等による前日、当日のキャンセル、大和方式や宿泊ドックによる人数制限を考えると、年間4,400人から4,500人、まあ今の数字がほぼ限界ということだろうと思っております。こういう中できちんとした住民の健康の基本的な部分をやっていきたい。

「健康やまどぴあ」の見直し。確かに人数がずっと減っておりまして、マンネリ化しているのではないかなということも担当ともそういう話をしております。これは始まった時の精神が、「医」「農」「遊」この連携のもとということでありましたので、これからもそれらの部分をもう一度再認識をして、これはやっぱり「都会人の健康の番人」ということであつたようでありまして、これをもう一度思い起こして、きちんとした対応を取りながら、もっともっとやっぱり、昔に戻れということではありませんが、利用客が大勢になってもらうような方法をまた考えていかなければならない。ただここ数年がちょっといろいろご承知のように医師問題等でなかなか基本的な部分に対応できなかったということも確かあつたと私は思われますが、これは大和時代のことですので私がいろいろ申し上げることではありませんけれども、そういうことも含めてこれから新たな体制の中できちんとした対応を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

CTとPET-CTですけれども、私も初めて聞く言葉ですので、いろいろ教えていただきましたが、CTはご承知のように、これは平成6年度に購入したものだそうであります。まもなく耐用年数を迎えるということですので、この年度内に検討委員会を設けてその導入を検討しようということになっております。このPET-CTでは、これは議員もおっしゃっていましたように、癌の転移を調べたり、そういう部分に対しては非常に威力を発揮するわけですが、CTの代わりにはなりえないということです。それはご理解いただいております。

そして、これも議員触れられておりましたが、この機械を使用する時には専門の建物が入り用だと。この建設費と機械の導入も考えると10億円を超えると。とても簡単に手が出ない。そしてそのほかにですね、専門の放射線科医をおくことが義務付けられる、ということでもあります。長岡の立川病院のPETセンター、ここはやっておりますが、採算ベースは難しいというふうな情報をいただいております。これは、1回10万円以上だということですね。知事がおっしゃったのは韓流ブームの中での、韓国でこのツアーをやっていますね。これが、おば様たちがお金もある、ちょっと向こうへ行ってヨン様に会えるか会えないかわかりませんが、それにあわせてPETツアーというようなこれで若干の人気はあるようではありますけれども、とても今の状態の中でこのPET-CTを導入するには至りませんので、これはひとつご理解をいただきたいと思っております。

2 魚沼地域の基幹病院について

基幹病院の件であります。議員おっしゃったように、平成12年からこの話が、発端は小

出病院の改築から始まったわけではありますが、本来の形とすれば確かに地域から、この3魚沼の中の地域から、この地域に基幹病院的なものを設置してもらいたいんだということから始まっていけば、当然その地域地域の医療ビジョンをきちんと立てながら県に対してこうだよということが言えたわけだと思いますが、全く逆から始まりました。県からずーっと話がありてきて、検討委員会や、いや推進会議だと。ところが途中で県はもうなんといいいますか、責任放棄ではありませんけれども、あとは地元で決めて来いとかですね、非常に県の立場そのものが揺れたわけでありまして、これからこの地域の医療ビジョンをきちんと策定をして、さああらためて基幹病院だということではちょっと遅すぎます。

ですので、もう基幹病院がある、それを前提にしてこの地域はではどういう医療体系を組めばいいのかということは、これから検討しなければなりません。ちょっと順序は、本来であればこれは逆だと思いますが、そういう意味では致し方のないことでもありますので、そういう方向で、基幹病院がこの南魚沼市内にできる。規模やそういうことは別にいたしまして。ではそれを核にして、この地域がどういう医療体系、医療ビジョンを策定すればいいのかと。これは小山先生、それから斎藤院長先生ですね、あるいは堀内先生等も非常に心配していらっしゃるしまして、いずれ先生方からもそのことについて、どういう体制をとっていけばいいのか、どういうビジョンが必要なのかということは、またご意見をお伺いしていかなければならないと思っております。専門的な立場です。そんなことを考えておりますので、確かに順序は逆でありましたが、これはまたそれでご理解いただきたいと思います。

医師の身分保障、医師の確保も、これができることによって相当違ってくる。ただ、まだこれとて正式に何年着手、何年竣工というふうに決まったわけではありません。今、計画のままいってもあと5年から7年かかるわけです。ちょっと遅れればもう10年ものでもありますので、この間の地域医療、そして医師の不足の体制をどう対応していくか、これについてもやはり専門の先生方、行政の私たちとそれぞれ相談しあいながら。今は例えば城内病院で医師が1人欠員になりますと、なんといいいますかね、ピンポイントで探さなければならない。大和病院の方では医師が不足しますとやはりそれぞれの大学がその供給源であります。そこをまわらなければならない。お互いのところで対応が非常に違う部分もありまして、その辺も、どちらの病院で医師が不足をしても、ひとつの方法で済むようなことを考えないと、ちょっとなかなか対応ができかねるということ。このために私や事務長や院長先生がいつも医師探しにとんで歩いているという状況は、どこかで解消しなければ無理があるということだと思っております。その辺もまた、関係する院長先生方ともいろいろ相談しあいながら、やっていきたいというふうに考えております。これはまだちょっと病院の院長先生方にそこまでの話をした部分ではありませんので、ここで具体的な言及は避けませけれども、何らかの方法を考えなければ、とてとてもこれから立ち行かないということだと思っておりますので、また相談しあいながらよりよい方向を目指していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

樋口和人君 1 予防医療の更なる充実を望む

ありがとうございました。多分PET-CTというのは高いものなんだろうなとは思っていましたが。ただ先程市長はPETとCTは一緒ではないというような話、機能的に違うということをお話されましたけれども、私ちょっと医療機器メーカーに聞いたら、PETとCTとまたPET-CTとってCTの機能も付いているPETというのがあるような話は医療機器メーカーからは聞きましたので、付いていけばもっと高くなってしまふのかもわからないですけれども。また、たつた今買うと、更新するという話でもないようですので、また検討の一部には考えていただければというふうに考えます。

2 魚沼地域の基幹病院について

病院の件については、それぞれ先程来からいろいろご答弁いただいておりますけれども、私の身分といった話についてはやはり、その高規格の病院ができた時にまたどうなるんだという、医師の方がそれがやっぱり定まらない部分では来ずらいということですので、その辺のこと。あと例えば一般病床が400から500というようなことも、施政方針になっていました。これについても多分何かの折にその規格病院の病床の数が決まれば、この地域で相対的にベッドの数がこうだから、それを各病院で少しずつ減らしていかなければならないのかなというような話をされました。けれども多分、重篤な患者さんが入った後、そこそ快方に向かった時にはまたほかの市立の病院ですとかが受け入れていかなければいけないわけですね。そういったことを考えるとただ単に地域の病床数がこれだから高規格病院がこのぐらいとるからこっちはいくつに減らすんだということではなくて、やっぱりそういったことも今後考えていただければ、というふうに思いますので、よろしくをお願いします。

市長 1 予防医療の更なる充実を望む

PET-CTと普通のCT。これは私もわかりません。調べた事務長から後で答弁させますが、その代わりができるものではないというふうに私も理解しておりました。事務長、では後からお願いします。

2 魚沼地域の基幹病院について

この基幹病院の身分保障、確かにそうなんです。例えば今、市立の病院でお医者さんを受け入れる、招聘する。では例えば看護師さんや、その医療関係の皆さんは同じですけれども、基幹病院ができた時に身分はどうなるんだという、これはあると思うんです。だけれどもまだ私達もそこまではいいません。ただ、今そのベッド数の問題も出ましたように、県立の六日町病院、そして私どもの大和病院、県立の小出病院。この3つは特にやはり、相当の関連性がございまして、大きな変革を迫られる。またその変革をしていかなければ基幹病院をつくった意味もなくなるということでもあります。

大体基幹病院は今までのですと、重篤な患者を扱って、2週間で退院をしていたと。それであとの部分については一般の病院が、もう2週間とかです3週間とか受け入れをしながらやっていた。2週間で全部社会に出られる方はそれで良いんですけれども、大体2週間だそうであります。当然今樋口さんがおっしゃったように、その後のまた受け皿も必要なわけです。ですからすべてのベッドを全部基幹病院に撒き出してそれで終わりということ

にはなりませんし、問題は、私どもにすればですね、小出は別にして、この大和病院と県立の六日町病院をどういう位置づけに持っていくかというここは非常に問題であります。

ですのでこれはまたさっき言いました位置に非常に関係するものですから、この位置が決まらないうちになかなか具体的な方向に着手ができない、考えも及ばない。それを先程の答弁で申し上げておりますように、早急に位置の問題に決まりをつけて、それから今度はそういう部分になりますと、やっぱり病院の医師、先生方、院長先生なんかとある程度相談していかないと、とても私どもではその対応はできないような気がしているんです。では大和病院どうすればいいとか、六日町病院をどの程度にするか、そういうことですのでそれは当然ですが、含めてなるべく早く方向を出す。とても1年も2年もかかってはいられませんし、具体的なきちんとしたといいますか、こういう規模の、地域の医療体系はこうしてもらいたいという部分については、遅くも年内には出さなければなりませんし、先程笠原議員にもお答えしたように、なるべく早く出して、十日町病院との競合的な部分を早く避けなければなりませんので。ぐずぐずしていると十日町病院も前へ進む可能性も非常にあります。ちょっと長くなってすみません、田口市長さんは秋までに、この基幹病院についての県の、あの当時ですね、県の方向性が出ると。ですので十日町病院はそれを見極めてからという話をしていらっしゃると思います。ですから私どもも、秋頃までには知事に求められた部分をきちんと提言していこうと、こういうふうなスケジュール的には考えております。よろしく願いいたします。

大和病院事務長 1 予防医療の更なる充実を望む

お答えを申し上げます。私どもも実はPETについては不勉強でなかなか知識がなかったわけですが、ご質問いただいて、画像検査課を通じていろいろ専門的な部分を少し急遽調べさせていただいたわけですけれども、いわゆる議員もおっしゃっていらっしゃるように、PETとCTは元々別の機械で、なんといいですかつくられてきたものでございます。PETにつきましては放射性同位元素等で癌の診断と療養に役立っているということで、もちろんPETとCTを組み合わせたものもメーカーによってはあるようですけれども、今、具体的にそのものがどのメーカーがどこまでつくっていて、価格がいくらというところまでは具体的な機種を調べたというところではありませんけれども、立川病院等の事例をしますとなかなか高額である。それから放射線を扱うことによって専門医がいる、そういったようなこともあるようでございます。

したがって、本来は別々のものでそれが徐々にCTと複合化されているというのは進みつつあるようですけれども、元々別々でつくられてきたということでもあります。ちょっと蛇足になりますけれども、当院ではCTでかなり精度のいいものを使ってきましたけれども、これが老朽化してきていましたので、再検討の時期にきておりますが、PET機能まで加えたものということになると少し、投資、効果の面からいって現実的にはなかなか無理だろうと、今の段階の考え方でございます。

樋口和人君 終わります。

議 長 以上で樋口和人君の質問を終わります。

議 長 お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることに決定をいたしました。明日の本会議は午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労様でした。

(午後4時13分)